

法務委員會議録 第五号

昭和二十五年十二月四日(月曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君

理事北川 定務君 理事田嶋 好文君

理事磯谷 浩三君

理事松本 弘君

古島 義英君

松本 弘君

吉田 省三君

石井 繁九君

上村 進君

世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

警察予備隊長 江口見登留君

本部長 野木 新一君

檢察(法務府法制意見第四局長) 吉河 光貞君

檢察(法務府特別審査局長) 別審官 昇君

委員外の出席者

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君

事務總長 五鬼上堅碧君

判事(最高裁判所事務總局總務局長) 內藤 順博君

判事(最高裁判所事務總局人事局長) 鈴木 忠一君

判事(最高裁判所事務總局民事局長) 關根 小郷君

判事(最高裁判所事務總局刑事局長) 岸 盛一君

判事(最高裁判所事務總局刑務局長) 村 教三君

專門員 小本 貞一君

專門員 小本 貞一君

十二月四日

第一類第四号

法務委員會議録第五号

昭和二十五年十二月四日

判事補の職權の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)(予)

同日二日

燕町に登記所設置の請願(松本弘君紹介)(第二〇五号)

鳴門市に簡易裁判所並びに区検察庁設置の請願(眞鍋勝君紹介)(第二〇七号)

法務局職員(給與改訂)に関する請願(佐藤親弘君紹介)(第二六六号)

同日三日

福島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願(田中不破三君紹介)(第三六九号)

前橋地方裁判所桐生支部を権限甲号支部に昇格の請願(長谷川四郎君紹介)(第三七〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日二日

警察官のビストル射撃事件に関する陳情書(山形地方裁判所内山形県弁護士会会長小林正一)(第一七二号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

裁判所職員(定員)に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正

する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(予)

檢察行政及びこれに関連する国内治安に関する件

裁判所の司法行政に関する件

○安部委員長 ただいまより會議を開きます。

今日の日程に入る前にお知らせしておきたいことがあります。すなわち去る二日委員角田幸吉君が辭任せられ、同日補欠として武藤嘉一君が委員に選任されました。

ではこれより今日の日程に入ります。なおこの際お諮りしておきますが、今日の議題に關し、裁判所側より發言を求められた場合には、国会法七十二條第二項の規定により隨時これを許したいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安部委員長 御異議なければさうとりはからうことにいたします。

まず檢察行政及びこれに関連する国内治安に関する件を議題にいたします。發言の通告があります。順次これを許します。世耕弘一君。

○世耕委員 檢察關係の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、まだ係の方がおられないようであり、ますから、國警關係の方から二、三點お尋ねしておきたいと思ひます。過般の委員會で朝鮮人の分布状態並びに韓國人と朝鮮人の数について明瞭な御説明のあつたことを私了承いたしました。ところが、なお戦後において精化して

た元の朝鮮人あるいは二世の朝鮮人といふようなものは御調査になつておられるかどうか。あらば数字をお示し願ひたいと思ひます。

○齋藤委員長 戦後朝鮮人の帰化とか國籍問題につきましては、何ら新しい措置は講ぜられておりません。従前日本におりました朝鮮人で、昭和二十二年の何月まででありましたか、日本におられた者は、日本の法律を守る、そして日本の官憲の取締りを日本人と同様に受けるという條件のもとに日本におつてもよし、そうでない者は歸國するようにとつて、相當数が歸國をいたしたのであります。従いまして、現在合法的に日本におります朝鮮人は、そういう種類の人々であり、ます。これらの人々が日本の國籍を取得するかまたは朝鮮の國籍を取得するようになるか、おそらくこれは講和會議のときの問題であらうと、私はその方の關係ではありませんが、私も考へておるのであります。現状はさういふ状況でございます。従いまして先日法務府の方からこゝで御説明になりました朝鮮人及び韓國人の数と申しますのは、いづれも合法的に登録されておる内地在住の朝鮮人であり、ます。しかしこれらのうち何パーセントが日本に將來帰化して日本人になりたいと考へておるか、その点は全然わからない。あの際に御説明がありました、あのときの登録は最初の出發はただ朝鮮人としての登録であつたわけであり、ます。ところが居留民団の方から強い要

望がありまして、韓國人として登録のできるようにとりかはらつてもらいたいといふ強い要望がありました。従いまして、登録の半ばからさういふ韓國人として登録をしたい者は、さういふ名前を使つてもよろしいということに変更をいたしまして、そこで朝鮮人としての登録されておる者の中にも、何と言いますか、韓國人側の立場に立つ人もあるであらうと思つております。朝鮮人としての登録をそのままにしておるといふ人もあるであらう、かやうに考へております。

○世耕委員 この間の御説明を基礎にして考へてみると、今の御説明と総合しますと、この間の数字は非常にざさんな大ざつぱなものだといふ結論が出て来るわけであり、ます。そこで進んでお尋ねしたいことは、すでに名古屋でも事件が発生したようであり、ます。京都にも事件が発生したように聞きます。ほとんど全国的に神戸事件と同様の事件が発生しようとしておる。推測するところによると、近く關東方面にもこれが伝播する氣配があるといふことは、ほとんど常識的に考へられておるようであります。この間の神戸事件の説明によりますと、神戸以外の土地からひそかに集合して来ておるといふ事實がある。そうすると、もう完全な組織行動であるといわなくちやならぬ。しかもその事件の内容たるや、朝鮮人といふ名前を使ひますが、主として朝鮮人が指導性を振つておるといふことでもあります。一概に朝鮮人

面を確実ならしめるために、素敵行動のためにあの大きな作戦行動をしたというのを言うておる。軍にさような斥候とかあるいは素敵行動が大きな必要であるとするならば、警察にも私はさような行動が必要じゃないか。しかしながら従来の言う情報とか何とかというものが割に非難があるからというので、かえつてあまりに縮み上つていゝるのではないか。だから、ほんとうに手足となるべき神経が警察からちぎれてしまつてゐるので、がんとなくならなければ目が覚めない。これではたして治安が維持できるか。私は過般の国会で法務総裁にこれに関して似通つた質問をいたしました。それは何かとて、野坂君の一月声明によると、平和的手段による革命は不可能である、それは自分の考えとして錯覚であつたゆゑにむしろ暴力的革命をやるのだ、こういうことを宣言しておる。そういう声明を法務総裁さんだかと言ひましたら、読みましたというのを法務総裁は回答しておる。しからば重ねてお尋ねするが、暴力革命を宣言して、これをやるというのをはつきり明瞭ならしめた以上は、すでにもう行動に入ることは明らかである。さういふことを政府は黙認するのか、もしさうなことを黙認することが政府として当然許されるならば、われ／＼でもやるぞと言つた。そうしたら種田法務総裁は、実行に移つたらということを言つておる。実行に移つてしまへばもうおしまひではないか。ひとたび暴力革命が実行に移つたら、取締るはずの連中がくくられるようになる。くくられたら取締りはできやしないやないか。そういうきわどいところまで今日の国

内情勢が行つておるのではないかと私は思ひます。だから、かなりつつ込んで実はお尋ねするわけなんです、お立場上私はしつてお返答を求めざるわけじゃないけれども、これだけの認識だけは持つておいていただきたい。そうして場合によれば、必要に応じて勇敢に私は司令部に要求する必要があると思ふ。もしあなたの方の力が足らなかつたら国会の力を借りればよいじゃないか。政府の力が弱ければこれが偽らざる国民の要求じゃないかと実は私思ひますので、特にお聞きする次第であります。

○齋藤説明員 われ／＼にとりまして非常に御同情のある御意見を承りました。感謝にたえません。私もどしどしとしましては、御説の通り犯罪情報を事前に正確に入手するということが非常に必要なことだと考えております。従ひまして、気持におきましては、決してばかづつたりあるいは遠慮するやうな気持は持つておりません。許された予算と人員の範囲内で、最善を盡したと思つて努力いたしております。その程度で御了承願ひます。

○齋藤委員 結論的にもう一点申し上げますが現在の警察制度で満足できません。あれで完全に治安の確保ができるとあなたがお考えになつておりますか。私は十分じゃないかと思ふ。だから、むしろ十分の点があれば、どしどし予算を要求して、足らなければ、国会の協力も得るし、司令部の協力も得たらどうか。結論的に申し上げれば安んじて生活ができるのだ。一番大切なことは今日の場合経済も大切なことはもちろんであるが、これと並行

して警察の正しいあり方ということ、力のある警察ということをおわれわれは要請してやまない。これは今後想像される幾多の難問題が発生して来るから、私は予見的に実はあなたに注文をつけるやうなわけなんです。私は現在の警察の制度、組織並びに機動性等を考へて十分だといふやうに考へてゐる。なお警察予備隊の点については別な機会にお尋ねするとして、この点についていづれ他の議員諸君からも御質問があると思ひますから、私はこの程度にとめておきますが、特に御留意が願ひたいということをお願ひいたしておきます。

それから最後に一点お尋ねしておきたいのは、たとえばこの間の東京大学並びに早稲田大学に国警、自治警が出動する場合、どういう手続をとつて出動なさいますか。これについてもいろいろトラブルがあるやうであります。が、こういう点に對しまして、いたずらに警察が飛び出して行つて、純正な学生を弾圧するがごとき風評が出てゐるのでありますから、私はこの機会に警察当局がどういう考へで処置に當つてゐるのだというのを明確にしておく必要があるじやないかと思ひますから、お尋ねしておきます。

○齋藤説明員 学校内におきます集団的な不穏な行動がありました場合、今例にあげられましたやうな最近の事例のごとき場合におきましては、警察といたしましては、学校当局から要請があつた場合に出るといふやうにいたしてゐるのであります。明瞭なる普通犯罪の場合には、これは学園といへども当然飛び出して行つてさしつかえないと思ふのであります。学校の雰囲気

気あるいは教育といふものです。しつけないといふものです。そういうものが非常に密接な関係を持つておりますやうな問題につきましては、学校の意見を尊重いたしまして、学校と無関係に飛び出たて行くといふことのないやうに事実やつてゐる次第であります。

○齋藤委員 それはほんとうと消極的なんです。学校はもう一つの社会なんです。戦前の警察から言つて、どうもあなたの学校には不穏な形勢があるから、万一の場合お氣をつけなかつたらいいでしようといふことで、よく注意を喚起して、そして未然に騒動の起らぬやうにした例が幾多あるのです。最近の警察の行動は、事件が起つて、総長や学長やあるいは学校の責任者がカン詰になつて、救い出しに行くときのみ警察が活動するといふやうな状態です。だから、これを世界的に見ると、実に日本の大学はふしだらな大学だといふことを世界に発表するやうな不祥事件が起つてゐる。事件を未然に防ごうといふことが警察本来の使命であるとするならば、もう少し積極的な親切さが持てるのではないかとさういふに考えられる。京都大学のごとき例を見ましても、総長が二十何時間、不良学生のためにカン詰にされた。そして要請されて初めて三百か五百の警察官が、これを救い出しに行く。それだけが警察の役目だ。それじゃ何にもならぬ。しかも救い出しに行く、不良学生が、トラツクの前に寝てしまつた。だから一々それをひつぱり出し、よけながらトラツクを動かして行つたといふやうな状況なんです。お考えが少し上品過ぎやしないかと私は考へておる。

もつと／＼積極的な警察行動が今日必要ではないかといふやうに考へております。私が大学に關係ある者の一人として申し上げたいことは、大学の自治をはき違へていやせぬかといふことです。ことに東京大学のごときは、国家の予算をもつてやつてゐる以上、国家の支配権のもとに服従する、方針に従ふといふのはあたりまえのことです。ある限度がある。絶対自由といふものはあり得ない。さういふ場合に、警察は正しい見解をもつて進むべきじやないか、私はかように考へる。

なおこの機会に、適当じやないかもしらぬが、つけ加えて申し上げたいことは、各大学では、赤の行動をしたとか、あるいは不穏行動したといつて学生を多数処分してあります。学生を不穏行動によつて処分することは、学校教育の建前上当然でありましよう。しかしながらなぜさういふ学生を指導した教授を処分しないか。教職員をなぜ処分しないか。今日文部省の態度は、この点について逃げ腰です。うるさいからとでも言うのでしやう。これは不都合です。学生ばかりに責任を負わして、先生の方は負わぬといふのは道理に合いません。だから、赤い卵を生んだからといつて、卵ばかりつぶして、赤い卵を生むやつておけばいいまでも赤い卵を生むやつやありませんか。だからちやうど権兵衛が種まきやからすがはじくると同じやうなことをそこ言ふことができません。この思想対策といふことに對して、純正な考へをお持ちくださることが警察に必要である。思想に對する研究、対策等について、弾圧するといふ意味ではありません。正しい判断が必要じやないか。私はあえ

て言う。共産主義の思想そのものに対しては、私は反対いたしません。私は公然とよそでも言つておる。けれどもその行動自体に対しては、われ／＼は強く反対して来ておる。われ／＼の将来の社会は共存共栄、ほんとうの共産主義の思想で、お互いに助け合い、おれの物はお前の物、お前の物はおれの物という天国を求めたいのは理想です。それが共産主義の思想でなくちやならぬ。お前の物はおれの物、おれの物はおれの物という思想であるから闘つて行かなければならぬ。警察官の中にも思想的にいろいろ、非難のある人が多いようでありすが、国警の首脳者であるあなたは、ひとつ学問的にも実際のにも、両方兼備した強い警察精神というものを打立てて、その上に部下指導に當つていただければ、力強い信念のある行動ができるのではないか、私はかように思うのでありますが、この点に關して、これは簡単に説明ができないと思ひますが、堅持だけでも、この際聞かせていただければけっこうだと思ひます。

○警務説明員 及ばずながら、ただいま世耕委員のおつしやるような方向に向つて、最大の努力をいたしておるのであります。私の一番の関心事は、ただいま世耕委員のおつしやいました点にあるのであります。警察官がほんとうに民族の幸福、人類の幸福のために役立つような、そういう強い人生観、世界観を持ち、それに立脚して、その理想を達成するために全身の努力をいたしますか、言葉が大げさであります。が、全生命を打込むというところにあるべきだ、かように考へて指導いたしておるのであります。従ひまして、今

おつしやいます通り、世界観なり、あるいは人生観の持ち方というものに、非常に教養上も注意をいたし、努力をいたしておるような次第であります。○世耕委員 最後に一点だけ結論として申し上げますが、警察の使命というものは偉大な任務があるのだというのを警察官自身が知つていなければならぬ。治安の全部、全國民の社会生活の保安がわが一身にかかつておるのだという信念を、まず養つていただきたい。これさえあれば、人権蹂躪にはならない。私は最近の警察の行動を全部非難しようとは思ひません。われ／＼が自動車であつても、所々で不審尋問されます。じつと私はそれを見ておる。帽子をとつて、まことに失礼だが、ちよつと調べさせていただきたい。まさかもしばらくお待ちを願ひたいと言つて、ちやんとドアーをあけていさつて、それから運転手という／＼な質問応答されている警察官をときどき見かける。私はそういうやうなつぽな態度に対しては、どうも御苦勞様という言葉が出ざるを得ない。ところが黙つて背風にとめて調べて、そしてドアーをびしやんとしめて、行けと言ふやうなまだ旧式な警察官があるのである。またスピードを間違えて出過ぎる、あるいはまわり方を違えた場合、警察官にとめられた一、二の例がある。そうするとドアーをあけて、運転手をつかまえて曰く、あなたは大事な先生を乗つて走つておるのじやないか、万一事故あるいは被害をさうむさつたら、あなたの責任は果せましか、われ／＼は決して交通をやかましく言うのではないけれども、事故を防

止するためにやるのだ、氣をつけなさいよと言ふと、運転手はむしろ感激して、帽子をとつていける。警察のあり方は二色あるのだが、私はこの旧式の警察の態度を改めないで、國民からかわいがられない警察官のあることを遺憾に思ふ。しかしその中に優秀な警察官が存在することを私は認めるのであります。こういうやうなささいな点、意外に警察への協力を深める大きな機会になるのでありますから、こまかいことでもありますけれども、御注意願ひたいといふこと、過般委員会でも問題になつておりましたが、共産党の幹部が地下にもぐつて、もうすでに大分長くなる。私がこの委員会を開きまして、たところ、逮捕する確信があると言ひたから、私は安心した。名古屋で一人逮捕されたやうですが、その名古屋で逮捕されたのもおむね民間の協力によつて逮捕されたといふことを聞いております。それはそれといたしまして、私はこの機会に重要な一点をあなたに尋ね、また関係政府委員にも尋ねておきたいと思ふことは、ただ自己の住所を明記して届け出るだけでいいのにもかかわらず、それをしないばかりに十年以下の懲役とか十萬元以下の罰金をくらう、そんな大きな犠牲を承知しながら共産党の幹部が地下にもぐるといふのは、それ以上に大きな目的があつてもぐつておるといふことが推定できる。その原因について警察は十分御研究になりましたか。その研究が遂げられなければこの幹部逮捕は不可能である。手探りであるといふことを私は言ひたいのだが、この点はいかがですか。あなたの所管にはあるいはならないかもしれませんが、御協力

なさるので、これは重要な点だからお尋ねしておきたい。○警務説明員 及ばずながら、ただいまの点は――追放された共産党幹部で今令状の出でおります者に対する捜査の方法、根本問題は十分研究いたし、ただいまお尋ねの点につきましては、十分認識を持つておるつもりであります。御安心を願ひます。○世耕委員 この点はいかがですか、私は前に法務總裁にも検察関係にも注文したはずであります。名古屋の春日某かを逮捕したときも、民間人の協力が多数あつたといふことは聞いております。そうすると、民間人の協力を得なければ逮捕不可能だといふことが推量できる。民間人の協力を得るということになれば、一番手取り早い方法は結局賞金をかける、一手取り早い方法の賞金をかけるのを非常に嫌うやうな感があり、話題にのぼつておるといふの間に消えてしまふ。私は一人の幹部逮捕に百萬元かけると言つておる。もし政府あるいは警察に金がなかつたら民間で募集すればいい。おそれなくこれまでにあなたが地下逃亡の幹部を逮捕するために使つた金は推算して数千萬元と私は思ふ。それなら十人にかりに百萬元ずつ一千萬元かけさすれば、おそらく一週間足らずして私は逮捕できると思ふ。地下にもぐつたといつて、穴を掘つてもぐらもちのやうに地の中に、人間のいないところに住んでおるはずはない。必ず人間と交渉がある。百萬元出せば必ず一週間て逮捕できると思ふ。なぜ近道をやらないのかといふのです。極端な例をいえば、本人が飛び出して来たときはどう

するか、本人にも百萬元やればよい。それまで徹底してゐる。その家の奥さんや妻生や女中が来ておかまいなしに、目的を達すればそれでいいでしよう。むだなところに数千萬元金を投ずるなら、その手取り早い方法をなぜやらないのかといふのです。今日機械化、機動的な活動が警察方面にも活用されてゐるのに、経済的な面から見ても、しかも群衆心理をびつしやつとにぎるこの行き方をなぜ活用しないのですか。何かそこにわけがあるのですか。何か法律的故障があるのですか。何でもないことをなぜやらないのか、警察官がつかまえて来たなら、そういう優秀な警察官には百萬元やればよい。それが欧米的な捜査方法の一つの秘訣ではないかと思ふ。おそらく司令部の諸君にも、この理論を言へば頭のいい諸君はオーケーと来るだらうと思ふ。なぜそれをもつと積極的にやらないのかと思ふのであります。だから、ある意味においては、そういうことをすると早くつかまらるが、共産党の諸君に臨みから遠慮してやらないのかと思ふ。うくら私は妙なひがみを持つて見てゐるのですが、その点はどうですか。これで私の質問を終ることにします。○警務説明員 賞金問題は、この件につきましてもうわさのぼつておつたやうであります。御承知の通り下山総裁の場合に賞金をかけた例がありま

は帰りたいくなかつた。日本の法律の所
罰をそのまま甘受をする、こういう形
になつておつたと思います。

○鑑査委員　外国人が日本において日
本の法律に従わない、また日本国内に
おいて治安上妨げになるというような
ことがわかれれば、当然帰されるものと
なつてゐる。特になんか、理由の

私は考えられますが、船されないで、中
はどこにあるのか。

○齋藤説明員　これは私の方の問題で
ありませんで、むしろ外務省の問題
であらうと考えております。朝鮮人の
国籍の帰属問題、日本に在住してい
た朝鮮人の国籍問題というものをど
う取扱うか。先ほども申しますよう
に、これは調和会議のときの問題であ
らうと考えますが、その点が確立いた
しませんと、半分外国人であるがごと
く、半分日本人であるがごとく、こ
ういう程

度の取扱ひというようになつてゐる。従つて合法的に登録された朝鮮人は、國籍の所屬いかんにかかわらず日本人と同様の扱いをする、こゝいう立場に立つておつたものと私は承知いたしてあります。それ以上の点は私は外務省、あるいは大きく言えば政府の朝鮮人の國籍取扱ひの問題にかかるとある人、さうに考えます。

○銀冶委員 どうもまだはつきりわかりませんが、朝鮮人は、そうやつてずつと日本人に主んでおつたら、そゝういふ

疑問が起るというのならば、朝鮮人以外の外国人であつたら、これは日本においてこゝういう者を置いたら治安上妨げになると認められたならば、あな方はやむを得ざる理由に加えて見ておりますか。それはどういふ方法をおやりになるか。

○癡癡説明員　朝鮮以外のいわゆる連

合国人の問題につきましては、ただいまのところではもつぱら総司令部の問題にかかつておると私は承知をいたしております。国内で処理する方法はまだ与えられておらないと私は承知いたしております。

○鐵治委員 もちろんそうでしょうが、そのときあなた方はこういうものを置いてもらつては困るということを通合国に言うて行く方法はあるものかと思ひます。

○齋藤説明員 それは事実上連絡の方法はございます。

○鐵治委員 連合国人でそれができるのに、朝鮮人においてできないということはなおさら解に苦しむですが、それはもつと研究してみてもいいかとやられないかという、今のあなたの言われるようなことを乱暴している朝鮮人が聞いたら、これを得たりかしこしと思うから質問するのだが、連合国人ですらあるのだから、ましてや乱暴の朝鮮人を始末できないということはないか、それは研究していただければいいか、それとも処置がないのかどうかお答え願ひたい。

○齋藤説明員 これは研究の余地のある問題だと考えております。ただいま私は現状を御説明を申し上げてゐるわけでありまして、なお研究を要する余地のある問題だ、かように考えてつつかく研究したいと思ひます。

○鐵治委員 十分研究していただきたる数を聞きましたが、これは確か八月末現在だと聞いた。その後においてなお相当の入国者があると思ふのです。正当なる手続を経て入国しておる者また密入国が相当多いと心得るのです

が、それらに対して相当の調べができておるかどうか、これは国警長官の方で何なら、ちよつと特審局長がおられますから、特審局長からでもよろしうございいますから承りたいと思ひます。

○吉河政府委員 ただいま御質問の点につきましては、八月以降の計数はまだ上つておりません。ただ先般当委員会私が在日朝鮮人の計数を御説明いたしましたところが、帰りますと、居留民団の方から翌日お話がありまして、民団側で在日朝鮮人を登録をしたところが約三十万名登録しておるといふようなことを申し上げました。私はこれに対して、それは民団側は政府機関ではないので外人登録令による登録ではない、これをそのままオーソライズするわけにはいかぬが、一応参考として承つておく、できれば民団側の全国各都道府県別の登録計数を採集できれば幸いである、こゝういふふうに答えておきました。そのとき民団側の登録数は約三十万名だと申し上げておりました。ただいま御質問の八月以降における密入国の状況は、私どもの直接所管でもございませし、間接の調査もまだ出ておりません。御了承願ひたいと思ひます。

○鐵治委員 これはつかまらぬ者はやむを得ぬかもしれぬが、つかまえたらいいてい歸しておられると思ひますが、近ごろの状況はどのくらいなものですか、八月以降のをひとつちよつと聞かせてもらいたいと思ひます。

○齋藤説明員 朝鮮人の密入国の問題は、御承知の通り先般より外務省の出入国管理局で取扱ふことになつたのでありますが、私の方も関係しております

すから私の知つてゐる限り申し上げます。朝鮮で戦乱が起つて以来、私の方では密入国者あるいは避難者という形をとつて相当入るものではないかという考えを持つて対策を立てておつたのであります。しかしながら事実はこれに反しまして、朝鮮海域における取締りが非常に嚴重になつた結果かと思ふのであります。密入国者はそれ以前よりも非常に減つておるのであります。朝鮮で戦乱が起つて、一、二箇月というものはほとんどなかつたといつていいような状態でありまして、最近若干ふえて来ておるだらうと考えておりますが、戦乱が始まつて以来今日まで密入国者として上つて参りました者を取押さへました数は、總計いたしましておおよそ三百名前後、あるいは三、四百名程度ではないかと考えております。戦乱の開始後はまだ向うに送還をいたしておらぬと承知いたしております。ほとんど大部分は大村の收容所に收容いたしております。戦乱開始以前から密入国者として逮捕されておりました者と合せて六六百名前後ぐらゐになつておると考えております。最近送還できる可能性が考えられたのであります。まだ今日までそのまゝになつております。こゝういふ状況でございます。

○鐵治委員 よろしうございします。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

相当重大なことを聞きたいと思ふので、できたら総理大臣の御出席を願ひたいと思ふのですが、それはあるいは英文がむづかしいと思ふので差控えますが、できれば長官の御出席をおとりはかりたい。その上で問題は――きつめて私の質問は簡單で十分か十五分で済むのですけれども、問題が問題だけに當の責任者が出ていただけば非常にけつこうだと思ひます。

○安部委員 それは増原本部長官ですか。

○世耕委員 そうです。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

○世耕委員 あります。

○安部委員 世耕委員に申し上げますが、予備隊関係について御発言はありますか。

か。

○安部委員 連絡いたしますから、午後は長官はいらつしやる。

○齋藤委員 とにかく警察予備隊につきましては、第八国会でも私は法務總裁に質問したけれども、まだ機構がきまつておらぬといふことで全然答弁をなさらない。そこで、この国会において明らかにしたいことが多々あるのであります。やはり大綱につきましては長官がおいでになつてからにしたいと思ふのでこれは留保いたしておきますから、長官の出席を必ず委員会として要求していただきたいと思ひます。

○安部委員 了承いたしました。

○齋藤委員 そこでその他のこまかいことにつきまして次長に、二御質問いたしたいと思ふのであります。それは警察予備隊が活動する場合は、およそ二つあると思ふのであります。一つは警察法六十二條による非常事態の宣言のあつたとき、これは内閣総理大臣が最高の責任者となつておりますから問題外としたしまして、そのほかに警察予備隊令の第三條第一項に、治安維持のため特別の必要ある場合におきまして行動するといふことが書いてあるものであります。そこでお尋ねいたしたいことは、警察予備隊令第三條第一項によつて活動する場合は何人の要請によつて活動するものであるかお尋ねしたいと思ふのであります。

○江口政府委員 事実問題といたしまして、どういふ方面からの要請により、またどういふ状態が生じた場合に活動の命令が総理大臣から下るかといふことにつきましては、予想的なお答えはできませんが、はつきりこゝういふ場

○江口政府委員　あくまで国家地方警察及び自治体警察の警察力を補うための警察予備隊でございます、それが、それが出動する場合におきましては、ただいま申し上げました通り、あるいは現在国内治安の第一の責任者であります警察関係における判断なり要請なりが、非常に重きをなすであらうことは間違いない。

の精神と沿わないと思う。でありますから、非常事態宣告の場合におきましても、国家公安委員会が、その立案に当るような趣旨に相なつておるとするならば、この両方の予備隊令と警察法を調和する觀念からしますならば、少くとも公安委員会の要請に基いて活動するといふうにしなければ調和しないと私は思います、これはいかがですか。

○江口政府委員　公安委員会の要請といふことも、非常に重要な要素である

の出處の要請の事実上の主体をどこに置くか、これを確立しておきまぜんと、警察権が時の政權によつて濫用せられるという疑いがあるから私はこのの判断をよつて、予備隊がただちに出發できるというような原則に相なるならば、警察法の精神とまつたく違つた一つの軍隊が出現したといわれてもしかたがないと思う。これにきまつて予備隊の指導者はいかなる觀念を持つておるかを今質問をしたのです。これは

つきりしたものにしようという意見ももちろんございます。ただ出発早々でございまして、まだこまかいところまで関係方面と相談が完成したわけではございませんが、何らか文字によつてそういうようなものをきめておいた方がいいのではないかとすることも考へております。ただそれをやりますと、あるいは法律の改正というような問題にまで波及するかも知れませんし、それらの点につきましては相当慎重に――われ々のおおざりにいたしては

ら、立案の際にはよほど御注意を願つておきたいと思つてあります。今早々の際に性格を決定的にしておきますと、これは非常な誤解を招くのみならず、弊害が生ずると思つますから私どもは要望いたしておきます。それから第二点といたしましては、警察予備隊が出動するような場合におきましては、もちろん国家警察及び自治体警察も出動するだらう。しかしながらこの国家地方警察及び自治体警察

察、なおその上に予備隊という三者がみな出動した場合、現地におきまするいはその他におきます、この三者を統合する者は何人であるか、実際の指揮統一する者は何人であるか、これも予備隊令にもはつきりしておらぬし、もちろん警察法には予備隊というものを予定しなかつたから書いてない。そこで事実問題といたしまして、これはどういふふうに統合されるのであるか、御説明を承りたいと思うのであります。

○江口政府委員 この点につきまして、あるいは国警長官からも御回答があるかと思いますが、私どもの考えでありますのは、ただいま申し上げましたようなその行動の基準というものがはつきり定められておりませんので、ただ漠然とお答え申し上げるよりいたし方ないと思ひますが、非常事態の適用がありました際の国警、自警の一体的統制は総理大臣に帰属する。同時にまた警察予備隊の指揮権も総理大臣の手中にある。従ひましてこの三者の相互間の連絡、活動、それらはやはり総理大臣が各部門における助言により、あるいは情勢判断により、運用の最後の決定はやはり総理大臣の名において決定される、こう考へておるのであります。それに至るまでの事務系統なり、指揮系統なり、その下部ではどうなるかという点につきましては、きわめて複雑でございますので、またはつきりした御回答を申し上げるまでに研究が進んでいないような次第でございます。

○猪俣委員 今の国家地方警察及び自治体警察の関係だけではなほは複雑になつておる。そこへまた予備隊というものが出て来る。しかも予備隊というものは、これらの二つの警察を補完するものであるという答弁であるが、そうするとあなたのお考えでは、内閣総理大臣がその事態々々に當つてだれだれを指揮官とするかというのを臨機にきめる、こういう方針ではないかという御説明であります。しかしさうなことで一体有機的な、強力な活動ができましようか、そのとき、場に當りにだれを指揮官にするかなどということをきめて、この複雑な三つの警察を統合して行くことができるかどうか、そうしてその活動につきましても、一体公安委員会とどういふ関係になるのであるか。地方警察及び自治体警察はそれ、公安委員会がある。その公安委員会と全然関係のない警察予備隊令というものによつて出動する。そこに警察予備隊がある、そうすると公安委員会とは一体どういふ関係になりますか、公安委員会を抜きにしてなお総理大臣が非常事態宣言にあらざる場合においても、臨機に指揮命令者をつくるというところに相なるのであるか、さういふ企画につきましてまだきまつておらぬというようなことは、こゝういふ非常事態がいつ発生するかかわらない場合に、私ははなはだ遺憾なのですが、まださういふことの具体的な研究はできておりませんか。

○警視庁説明員 ただいまの点につきましては、ある委員会で大橋法務総裁もたゞいまはこう考へておるといふふうに答弁をせられておるのであります。そして私も警察の方の面から見ましても、その行き方で行くのが適當ではないかと考へておりますので、その点を申し上げておきたいと思ひます。予備隊が出動いたしました場合に警察との関係は、どちらが指導権をとつて他の方をその指揮下に入れるかというように考へないで、指揮系統はやはり警察の面と予備隊の面と二本ある。先ほど御指摘になりましたように、以前知事の出兵請求権に基きまして軍隊が出動をいたしました場合におきましても、警察はその指揮下には入らなくて、事実上協力をしたのであります。予備隊は軍隊ではありまけんけれども、その同時に出動いたしました場合の関係は、事実上の問題といたしまして、事実上の協力によつてやるといふことが一番いいのではないかと考へております。その事実上の協力ということがはたして円滑に行くかどうかという御懸念もあつてあらうと考へますけれども、過去の軍隊が出ました場合における警察との関係と同じように、一本の指揮系統にしないで、それぞれ分野において指揮者が協議をしながら持場を定め、職務の遂行が可能なるものだと考へておるのであります。国家地方警察と自治体警察との関係は、たとえば国家地方警察が自治体警察の応援に出かけました場合には、その当該自治体の公安委員会の管理に入りませんが、実際上はその自治体の警察長の指揮下に入るか、または公安委員会の要請いかんによりましては国家地方警察の指揮下に入るか、両方の方があるわけでありまして、しかしながら実際の活動面におきましては、指揮系統は事実上一本として行われる、こゝういふ状況になつております。

○猪俣委員 今の国家地方警察と自治体警察は、要請しましたところの公安委員会がすべての計画を立案してやるというところになつて、一府統一がついておる。国家警察の出動の点につきまして、何人の要請によつて出動するかと警察法の精神に最も適するものであるかということも関連があるものであります。すでに非常事態に際しましての活動が中心に相なつておる。しかばそれを補完すべき予備隊というものが出動しても、結局におきまして、この要請いたしました公安委員会というものとこの連関を十二分にお考へになつておつたにあらうと、いわゆる警察の民主化の精神でつくりました警察法と予備隊令というものが、まるで離れてしまふ。ところが政府要路の人たちの説明は、一体昭和二十二年九月十六日のマ書簡の精神と今回の予備隊をつくることに對するマ書簡の精神とが同じであるか違ふのであるかという質問を、第八国会で私がいたしました。全然同様であつて、警察はかわりがない、それは自治体、国家警察をただ補完するものであるという答弁に終始されておる。しかるに実際具体的な活動問題になつて来ると、どうも警察法の精神と離れた組織、機構を予備隊にはつくりうとしておられる。それがために国内的にも國際的にもいさゝか疑惑が出て来るわけでありまして、こゝういふことに対して私は警察法の精神で予備隊というものが存在しておるならば、すでに警察法において根本理念といふものがきまつておるのであるから、いまだに出動をだれがやるのであるか、その統合、指揮命令だれがやるのであるかということがはつきりしない答弁は出ないと思ふ。それはこの

予備隊というものを特殊な存在たらしめようとする皆さんの觀念が頭の中にある。さればというて、この警察法と、普通の警察法に準拠する国家地方警察なり自治体警察と、あまり別なこともできないというやうな悩みから、いまだもつてさういふ重大なことを決定しておらぬというように私どもには受取れるのであります。これはどこまでも警察法の精神にのつとつて、その運営を考へていただかなければいかぬと思ふ。今の次長の御答弁によりまして、さつぱりそのへんがわかつておらぬので、この上質問しましてどうかはわかつておられますけれども、ただ総理大臣の指揮命令というやうなことですべてを解決しようとなさると、これは軍隊になつてしまひます。軍隊といふことを避けたらば、公安委員会との連関を考へて、この公安委員会制度というものを十分に取入れるやうに考慮なさらぬといふか、こゝう思ふのであります。まだ立案がされておらないとすれば、その精神で立案していただきたことを強く要望しておきます。

それからおこまかいことになりまするが、警察予備隊令第三條の第二項に、警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限らるべきものであると、こゝう書いてあるが、この警察の任務といふのは、警察法の警察の任務と同様のものであるかどうか、これも御答弁願ひたい。

○江口政府委員 私は個人的の解釈になるかと思ひますが、その警察の任務と申しますのは、第一條の警察の任務だと、こゝ解釈すべきではないかと思ひます。

○猪俣委員 そうすると、警察法による警察と違つた、警察予備隊令における警察という概念だと、こういう意味でありますか。

○江口政府委員 そういう解釈をいたしております。

○猪俣委員 そうすると、日本には警察法による警察の任務と、警察予備隊令による警察の任務と、二つの警察があることになるわけですか。それはあなただけはせぬか。そんな答弁をして、とんでもない問題が起りますよ。

○江口政府委員 警察という字句の問題でございまして、第一條が先ほど申しましたように、現在の国警、自治警を捕う意味の警察であります。そういう意味における警察でございまして、現在の国警、自治警の警察を捕うから通説いたしますと、警察という意味に二色あり、三色あるという意味にはならないと思ひます。

○猪俣委員 ですから、この警察予備隊令の警察というのは、その警察を捕うという意味なんだから、やつぱり警察法による警察というのと同じ意味じゃないですか。警察の概念というものは、警察法からあなたの方答弁するつていふでしようが、警察法をもととして警察の概念と、予備隊令に警察の任務と書いてある警察というものは同じ概念であるのか、違つたものであるのかという質問です。

○江口政府委員 同じ範疇に入るものと解釈していただきます。

○猪俣委員 そうすると、同じということになりますならば、犯人の逮捕とか何とかいうことが起るわけでありまして、これは警察予備隊施行令に

よつて、この警察はただ一般の警察と違つて、活動の範囲に制限があるというところは理解できるのであります。ところが警察予備隊令によつて制限されているこの範囲におきましては、一般の警察と予備隊とは競合するものであるか、警察予備隊令に警察予備隊の本来的活動範囲として規定されたものについては、一般の警察は全然容れられないのであるか、それを承りたい。

○江口政府委員 施行令十三條についてのお尋ねかと存じます。もちろん警察予備隊令において行いますところの十三條の権限は、これによつて現在の警察の権限を奪取しているというわけではございませんで、やはり二本建てで働く場合があると存じております。

○猪俣委員 そうすると、そういう二本建てで働く場合も、どちらが主役であるかということはまだ明らかにならぬわけですか。

○江口政府委員 予備隊といたしまして、十三條に関する御質疑のような事例が生じたことはまだございせんが、今後のわれ／＼の気持といたしましては、やはり現場々々におきまして、いづれが主として担当するかということを協定のうきめて、そこで権限の紛糾を生じないようにやつて行きたい、かように考えております。

○猪俣委員 予備隊ができてから、今までの間に出勤した実際の事例がありますか。

○江口政府委員 まだ一度も出勤したことはございせん。

○猪俣委員 何か官公労の諸君が総理官邸に陳情に来たときに、新聞を見るのと、予備隊が三百名とか出て来たというところを書いてありましたが、あれは事実でありますか、新聞の虚報でありますか。

○江口政府委員 私の方には全然関係ないことでございまして、私としては存じないと思ひ申し上げるよりしかたがありません。

○猪俣委員 あれは大きな問題ですがね。ああいう新聞はあなたもごらんになつたと思うのだが、関係がないと言つたつて、予備隊が出たか出ないかというふうなことは、ああいう新聞が出たらすぐ調査しなければならぬと思ひますがね。それは全然出た覚えがないのであるか、出たかもしれないが自分の方に報告がないというのですか、どうなんですか。

○江口政府委員 警察予備隊としては行動いたしておりません。あるいは警察の予備隊の出動ではなかつたかと存じます。

○猪俣委員 なおこまかいことをお聞きするようでありますけれども、警察には通信施設があり、これは国家地方警察の管理に属して、自治体警察もその恩恵に浴しているのですが、この警察のいわゆる通信網を予備隊も利用なさるのであるか、これとまるで別個な通信管理をなさるのであるか、この点について……

○江口政府委員 予備隊の通信施設に關しましては、当初出動の際におきましては、国家警察本部の通信施設を利用させていただきましたが、今日では漸次その方の施設とは無関係となりつつあります。従いましてその目的はたしてありますところは、できるだけすみやかに予備隊自身の通信網を確立するような方向に目下研究を進めておるような次第でございまして。

○猪俣委員 これは違ふのであるとするならば、そうなるかもしれせんが、どこまでも国家地方警察及び自治体警察が日本の警察の中心体である、予備隊というものはただそれを補助するのであるということならば、この国家地方警察の通信施設なり何なりを完備して、それに予備隊がやはり加入なさるということが、警察一本の管理上いいんじやないかと思はれるのであるが、どういふ必要があつて、まつたく別個なそういう設備をなさるのであるか承りたい。

○江口政府委員 現在承りますところによりますと警察の方におきまして通信施設ももう精一ぱいでありまして、それ以外の、たとえば予備隊の通信施設をこれに入るとか共用するとかいふ余力はないように聞いております。それからまた、ある通信施設を設けました際には、通信要員が常にその施設を動かして得るだけの訓練をやらなければならぬのであります。やはりそういう点から申しまして、現在の警察の通信網とは別のものを設けて、ことに日ごろからいざという場合の利用に習熟させる必要があるかと、かように考えております。

○猪俣委員 なお、警察法の第十四條によりますと、「国家地方警察本部に警察大学校を附置する」ということありますが、予備隊は、一体この警察大学校に入學させて訓練することになつていふのか、なつていないのか。

○江口政府委員 現在の警察の学校に入學させようという気持はございせん。ただ、それでは警察予備隊として別に学校を設けるか設けなかつたかという点につきましては、目下研究中でございます。

○猪俣委員 一般の警察官と同じように、すでにできております警察大学校を利用なさるで、なぜ特殊な学校をつくるかつくらぬかをお考えになるのであるか、その点承りたい。

○江口政府委員 この予備隊の使命は、先ほどから申し上げますように、国警、自警の補完的作用をなすにとどまり、その範囲は非常に狭められておるのでございまして。一般の警察学校におきまして、全警察官に教授されているような教科科目は、その大半はむづかし過ぎて――と申しますか、あるいは一般の刑事犯罪その他に關するものなどもございまして、そういう点は予備隊員には不必要なものが多々あるものであります。従いまして、もう少し狭い範囲において、裝備などの点から申しまして、専門的なかなりこまかい教育をやらなければならぬ性格のものでありますので、その範囲が多少食ひ違つておるようになつて来ます。従いまして、やはり既存の警察学校を利用させていただくよりは、別の施設にいたしまして、限られた範囲内で、こまかい専門的な教育を続けて行つた方がいゝのではないかと、かように考えております。

○猪俣委員 そういふふうな、すべて特別なものをおつくりになつて、教育も特別にする、そうするとその教育というものは、いわゆる軍隊教育ではないかという疑いをわれ／＼は持つのであります。もちろん範囲が違ふにしても、警察官のあり方について根本的な教養をこの警察大学校でするんだらうと思ひます。そうすると、国警長官に伺ひますが、今の警察大学校というものの

は、どういふものを中心にして教育なさつておるのか。

○齋藤説明員 教育内容のお尋ねだと思ひますが、民主警察のあり方を根幹としたしまして、これに必要な精神的な意味の科目及び警察活動に必要な実科をあわせて教育をいたしております。

○齋藤委員 今の警察大学校における教育の中心は、いわゆる民主警察の根本理念を教えることであると私も聞いています、今の長官の説明によつてもそうだろうと思ふ。そうして実際の警察活動というもののについての訓練ももちろん施さなければならぬから、しておるのであるまいが、この警察学校を置いての精神及び目的というものは、画期的な警察法に基きますところの警察官の警察精神、警察官のあり方を教育することであつたと思ふのであります。今の警察活動の範囲が、予備隊におきましては一般警察官よりも狭いといふことは理解できるし、そういう点だけ、もちろん特別な教育をしてもいいと思ふ。しかしせつかく警察大学校というものができて、民主警察の根本理念を教え、社会常識を教へておるとすれば、予備隊も、こういう設備はすでに国家にできておるのだから、ここへ入れて訓練をなさるゝと、一般の警察とまったく別な精神や気構えを持つ警察というものができ上つて来て、これが将来相当禍根を残すと思ふのであります。一元的にみな同じ警察であれば、すでにできているこの学校を利用して、なぜそつう精神教育をしないのであるか。御承知の通り、経費の節約を非常に叫ばれている際、警察予備隊だけ特殊な教育を施すといふことに對して、私もはなは

だ疑問を持つております。あなた、ただ任務が、範囲が多少違ふといふ説明だけでは、どうも納得いたしかねる。実際の警察活動の訓練といふものは違つてもいいと思ふ。ただ大きな眼目について、警察大学でこの予備隊をなぜ訓練しないのか。なおまた予備隊に志願して入つて来られた方には、戦時中の軍人関係の人が多い。こういう人たちが今どういふ思想状態になつてゐるか、私もつまびらかにいたしませんけれども、もしその下地を助長するような特殊の教育をやるならば、軍隊になつてしまふ。日本の憲法第九條に違反する。それを避けるならば、せつかく警察法の精神に基いて、その精神を打ち込むためにできております警察大学をなぜ利用しないのであるか、もう少し御説明願ひたい。

○江口政府委員 もちろん警察予備隊員に對しては、民主主義國家における警察予備隊員としての心構えと申しまするが、そつう精神教育を決してなしておりにいたしておるわけではございません。ただ現在のところ発足早でございまして、実地訓練の方に重きを置いておりますのと、それから隊員の直接精神的訓育に當る上級幹部といふものが、まだ少ししか発令されておられませんので、これらの上級幹部が発令されて、各宿舎の方へ配属されることになりますれば、その人たちの考え方によつて一般の隊員が指導されて参ると思ひます。そつう方たちをいたしましては、われ／＼といたしましても最も現代の民主主義國家にふさわしい、予備隊警察官を指導させるに足ると思はれる人を選んで配属いたすことにいたしておりますので、今後は

十分そつう教育も徹底するであらうと考へております。警察大学にある建築物を利用してみたらどうかといふお考へでございしますが、もちろん予備隊の數も非常に多いのでありまして、警察大学自身の都合もございまいし、われ／＼として、できるならば別の施設を持ちたいと思つておられますが、御意見の点もございしますので、他の面とも相談して研究してみたいと思つております。

○齋藤委員 私はこまかい点につきましてはこれで打ち切ります、なお警察予備隊の性格その他につきましては、後ほどあらためてお尋ね申し上げることにして、これで打ち切ります。

○安部委員 午後一時半まで休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時十八分開議

○安部委員 休憩前に引続き會議を開きます。

警察行政及びこれと関連する国内治安に関する件、及び裁判所の司法行政に関する件を一括議題といたします。

○梨木委員 古河特審局長にお伺ひしたいと思ひます。

去る十一月二十一日だつたと思ひますが、わが党の風早議員が、議員會館におきまして、防共新聞社の社員と名のる人四名によつて人糞をぶつかけられた事件のあつたことは、御承知だろ

うと思ひますが、この四名の暴漢は、風早代議士と對談しておりました、そのあげくにこつういふ乱暴なことをしたのでありますが、對談の経過について風早君から聞いてみますと、反共的

な思想背景並びに団体に所屬しておる者であることが明らかなのであります。その後、私は今手元に持つて来ておりませんが、あの事件に関連して風早代議士のところへは、この間は人糞であつたが、今度はさし殺すといふ脅迫状も来ております。そこでこの防共新聞と名のる反共団体の背景といふものは相當強いものがあると思ふのであります。これに對しまして當局はどういふふうな調査、対策、処置を講じておるか、この点をまずお伺ひしたい。

○古河政府委員 ただいま御質問になりました防共新聞社員の暴行事件につきましては、目下警察庁において捜査中でありまして、私も特別審査局といたしましては、これらの事件はきわめて遺憾な不祥事件と思ひましたし、目下防共新聞社を中心としたしまして、はたしてこの新聞社の内容がいかなるものであるか、団体的な背景関係その他につきまして調査を進めておる次第であります。

○梨木委員 防共新聞社というのは、いつごろできて、どこに事務所があつて、そしてどれくらゐのメンバーがおるか。それからこの防共新聞というのは、反共的な団体の宣伝機關紙ではないかと想定される節もあるものでありますから、これについてどういふような調査をしておるか、それをお伺ひいたします。

○古河政府委員 現在調査中でありまして、その全貌を盡すわけには参らぬのでありますが、大体明らかになつた諸般の事情を簡単にとりまとめて申し上げます。防共新聞社は、本社を東京に置き、昭和二十四年一月ごろ設立

されたと言われておるのであります。認可の年月日は、昭和二十四年七月三十日付となつております。その構成は、総局及び支社が全國に九箇所ありまして、社長は現在七條金藏でありまして、発行責任者は福田進でありまして、社員は全國で約三十五名、ほかに約三十名の宣傳員がおることになつております。防共新聞社は営利追求を目的とする個人經營の新聞社の形態を持つておるのでありますが、その半面におきまして、新聞記事を通じて諸般の防共思想その他の普及宣伝を目的としてゐるのではないかと、かような点について今調査中でありまして、簡単に申し上げると大体以上のような次第であります。

○梨木委員 資金関係の出どころ、それからこの新聞社と結びついておる団体、そつうものはわかつておりませんか。

○古河政府委員 防共新聞は、從來毎日曜日を発行日とする週刊紙でありまして、発行部数は、一時は三万部に達したこともありますが、最近では非常に部数が減少いたしまして、一万部程度というふうな状況であると認められるのであります。本社から予約購読者に直送する分が約二千部前後、都内の街頭販売が若干部数、これらの部数を除きましては、すべて地方支社に送附されて、支社から販売されておるような状態でありまして、資金関係としては、目下調査中でありまして、きわめて資金難の状況にあるものと認められるのであります。

次に、防共新聞社が関係している団体は何かといふような御質問の趣旨と承りますが、防共新聞社員が関係して

されたと言われておるのであります。認可の年月日は、昭和二十四年七月三十日付となつております。その構成は、総局及び支社が全國に九箇所ありまして、社長は現在七條金藏でありまして、発行責任者は福田進でありまして、社員は全國で約三十五名、ほかに約三十名の宣傳員がおることになつております。防共新聞社は営利追求を目的とする個人經營の新聞社の形態を持つておるのでありますが、その半面におきまして、新聞記事を通じて諸般の防共思想その他の普及宣伝を目的としてゐるのではないかと、かような点について今調査中でありまして、簡単に申し上げると大体以上のような次第であります。

○梨木委員 資金関係の出どころ、それからこの新聞社と結びついておる団体、そつうものはわかつておりませんか。

○古河政府委員 防共新聞は、從來毎日曜日を発行日とする週刊紙でありまして、発行部数は、一時は三万部に達したこともありますが、最近では非常に部数が減少いたしまして、一万部程度というふうな状況であると認められるのであります。本社から予約購読者に直送する分が約二千部前後、都内の街頭販売が若干部数、これらの部数を除きましては、すべて地方支社に送附されて、支社から販売されておるような状態でありまして、資金関係としては、目下調査中でありまして、きわめて資金難の状況にあるものと認められるのであります。

次に、防共新聞社が関係している団体は何かといふような御質問の趣旨と承りますが、防共新聞社員が関係して

いる団体と申しましては、愛国同志会があるであります。また新鋭大衆党との関連も過去においては認められるのであります。ごく簡単に申し上げますと、愛国同志会は昭和二十四年の四月、福岡の久留米市において、前会長の脇田利行の主催によつて結成された団体であります。現会長は田中勝慶であります。前会長の脇田利行は、防共新聞社の前社長福田義昭が防共新聞を設立したときに、同社員として福田のもとでこれが経営に關与したのであります。また、同年四月十五日、愛国同志会を結成するとともに防共新聞社九州総局責任者となつたのであります。その後九州総局の責任の地位は他の者に譲りまして、もつぱらご自身は久留米支局長に就任しておるのであります。この脇田は本年二月愛国同志会を脱退したので、防共新聞社と愛国同志会との關係は、現在直接には切れていて、いうような状態になつております。

次に今回事件を起した被疑者と目される者うちで、平田盛之は、この愛国同志会の会員ということになつております。平田は、郷里佐賀県から本年四月上京して防共新聞社に入社した者であります。在郷中愛国同志会に入会し、さらに郷里においてみずから主催して日本愛国同志会を結成して、その会長に就任した事実もあるものであります。現在でも愛国同志会に籍を有しておる者と認められるのであります。

次に新鋭大衆党との關係であります。が、今回の事件の被疑者の一人となつております星一は、かつては新鋭大衆党員として活動した事実があるのであります。

ります。御承知の通り、新鋭大衆党はすでに解散団体として指定されておる団体であります。星一自身が新鋭大衆党在籍中に同党の暴力事犯に關与した事実はまだ認められておりません。かような次第でございます。

○梨木委員 今の御報告によりまして、愛国同志会並びに防共新聞社の社員は、私が今申しました通り暴力行為を現実にやつており、またその後も風早代議士に対して、今度はピストルとか、そういう武器をもつてさし殺すというような脅迫状を出しておる事実に徴してみるときに、明らかにこういう団体は合法的な存在を許すべきものでないと思ふのであります。これに對しまして早急に解散させるべきであると思ふのであります。当局はどういう見解を持つておりますか。

○吉河政府委員 先ほども申し上げました通り、今般の防共新聞社の暴力事犯はきわめて遺憾にたえない不祥事犯だと考えております。私もこのようにしては嚴重に調査して至急にその措置を決したいと考えておるのであります。また調査中でございますので、あらかじめその結論をお約束いたしかねるような次第でございます。

○梨木委員 それから最近特に新聞その他で報道せられておりますが、旧職業軍人の地下組織というやうなことが流布されております。こういうやうなものに對する監視は最も嚴重にしなければならぬと思ふのであります。このたびの防共新聞社員の国会議員に對する暴行は、これはほんとうに端緒的なものであります。今後これらの暴力は、これをこのままに放置するならばますます熾烈になるかと思ふのであります。そこで当局が今調査した範圍で持つておる右翼反共団体と目せられる団体の詳細、これは団体名とその主宰者、それから機関紙があるなら機関紙、そういうものの明細な資料を委員長あてに出していただきたいと思ふのであります。これを要望していただきたいと思ひます。

○安部委員 梨木委員からも右翼団体登録団体名の表の提出を求められておりますが、なお委員長からもその提出を当局に要求しておきます。

○吉河政府委員 ただいま法務委員會の御要求によりまして、いわゆる右翼反共団体と稱するものの一覽表の提出を求められたのであります。多少の時間の余裕をいただきまして、できるだけ早く御提出したいと思ひ、現在反共を標榜して、反共の色彩がきわめて濃厚であるというやうな団体で、届出されておる団体は、本部、支部を合算して約三百団体に及んでおるのであります。大小無数でございますが、そのうちおもなものは、日本革命黨、立憲養生會、日本獨立青年黨というやうな五団体はあげられるのであります。その他にも地方的な比較的活動に活動している団体も二、三あります。これらの団体につきましく、届出の資料に基きまして至急に御回答いたしたいと考えております。

○梨木委員 特審局長に對する質問はこの程度にいたしまして、大橋法務總裁に警察予備隊の關係で伺います。過般の法務委員會におきまして、警察予備隊の隊員で解雇された者が約一千名弱という御答弁があつたのであります。

が、その後予算委員會ではそれが五百名であつたというやうな御報告もあり、非公式にもそういうお話を伺つたのであります。この点も少し予算委員會と當委員會における答弁が食い違つておりますから、明確にしたいのであります。

○大橋國務大臣 この人員につきましては、食ひ違つたというのではなく、当時の調査で約千名以内と聞いておりましたが、千名以内でどの程度であるかというところをさらに詳細に調査いたしましたところ、五百名以内であることが明らかになつたわけでありまして、

○梨木委員 そこでこの五百名の解雇通告を受けたという隊員は、これは過般の法務委員會におきましては、解雇を取消して、その後において二名以上の医者の診断書云々、それからその他ものについて治療のめんどろを見るところというやうな御答弁があつたように承知しておるのであります。その点私が聞いておつたのは少し明確を欠いておつたので、ここではつきりお伺いしておきたいのであります。一旦解雇通知を出したが、これは取消すということにはつきり確定したのかどうか、まずその点をお伺いしたい。

○大橋國務大臣 解雇の処分をいたしまして遺憾せしめたという措置は、これは當時申し上げました通り、手続上の錯誤でございましたので、全部これを取消いたしました。そしてその後この五百名以内の人たちに対する処置をいたしましては、隊務に服し得るといふことが二名以上の医師によつて診断された者については、ただちに元の所屬の隊に帰す。また現在発病中であ

るとか、あるいは発病の状態にはありません。でも、診断の結果、従来の作業に引續き従事する場合におきましては発病のおそれが十分あると認められま

○梨木委員 それは今まだ總裁の手元に資料が来ておらないからとおつしやるのか、それとも発表に何か支障があるからできないとおつしやるのか、どちらか、もし今手元になければ、何なら五百名はどのキャンプで、何という人が解雇処分を受け、その後解雇されるということになるのであります。それを知らしめてもらいたいのであります。

○大橋國務大臣 ただいまのところ発表いたしましたか、大橋でございます。

○梨木委員 実は私こういうことをお伺いするのは、こういう点が心配だからであります。実はすでに解雇通知を受けまして、そうして標榜隊で郷里に歸つておるのが大部分であるやうに聞いておるのであります。過般の國會の方へ陳情に来た人たちは、どうもやり方がおかしいので、本部長官に會つて事情を確かめ、かたが、陳情に来たのだ、こういうことなのであります。

と、あるいは発病の状態にはありません。でも、診断の結果、従来の作業に引續き従事する場合におきましては発病のおそれが十分あると認められま

そこで私はだいたい五百名——最初は千名といい、その後五百名になつたといふこと、しかもそれが手続上の手違ひといふようなことでありますが、われわれの聞いたところによりますと、はつきりした解雇処分を通告を受け、これは不当だといふことで、東京まで電話をして確かめ、また東京へ来て増原本部長官にも会い、る陳情したが、増原本部長官はどうにもできないことなのだ、といふようなことで、その間手続上の手違ひがあつたといふような形式的な問題ではどうも了解しにくいような点が多々われわれには感ぜられるのであります。そこで私はどうしてもこの陳情を受けた議員といつたしまして、その責任上これらの五百名の人々に、これははつきり国会においては解雇処分が取消されたといふことをやり知りしてやるべきだと思ふのであります。その点について危惧があるからお伺いするのではありませんか、しかも解雇された人の氏名を発表できないといふことになりまして、ますます私はその解雇処分といふものが、はたしてどのように処置されるかどうかといふことについても危惧を持たざるを得ないのであります。どうして発表にさしかえがあるのか、これをもう一度お伺いしたいと思います。

○大橋國務大臣 発表にさしかえがありますので、発表いたすわけに参りませんのでございます。

○梨木委員 私はそういうことになりまして、あとの質問の中にもこの点について合点の行かないところがありますので、その問題と関連してお伺いたします。警察予備隊で今いろいろの訓練が行われております。この訓練の

課程というものは何をどれだけ課して、教練はどういうふうにするか、こゝういふ計画はどういう内容になつておりますか、それをひとつお伺いしたい。

○大橋國務大臣 これは追つて資料をもつて申し上げることにいたします。

○梨木委員 それでは警察予備隊において行われておる訓練の内容は、追つて御発表くださるというのでありますから……。私たちが得た情報によりますと、この中には野戦築城という科目があります。それから救急衛生という科目、この救急衛生というのは、たとえば戦場で負傷した場合の救急の措置を講ずる訓練だそうでありまして、われわれは警察予備隊員として入つて来たのだ、一体戦場で負傷した場合の救急の訓練を受けるというのでは、どうも合点が行かないといふことで、非常に警察予備隊の本質そのものについて、疑惑を持つておる隊員がおるといふやうに聞いておるのであります。そういう訓練が行われておるかどうか、これを伺いたしたいのであります。

○大橋國務大臣 負傷者の取扱ひにつきましては、訓練をいたしておる事実がございます。

○梨木委員 野戦築城の訓練をしておるかどうか。

○大橋國務大臣 警察予備隊が、村落において、あるいは都市において、行動いたしまする場合の必要な動作について訓練をいたしておる事実はございます。

○梨木委員 次に伺いますが、今警察予備隊は全国でどこと、どこと、どこに、どれだけの人員が配置されておるのですか。

○大橋國務大臣 警察予備隊の配置されております箇所につきましては、後に資料によつて提出したいと思ひます。但し各地区におきます人員については、ただいまのところ発表いたしかねます。

○梨木委員 元の海軍兵学校のあつた江田島におきまして、幹部教育をやつておるやうであります。この江田島の幹部教育といふのは、どういふ組織になつておるか。それからまた東京の警察予備隊の本部の近くにも、幹部教育の施設があるといふやうに聞いておりますが、江田島と東京の分とは、どういふ関連があつて、どういふ組織になつておるのか、これをお伺いしたいのであります。

○大橋國務大臣 江田島におきましては、一般隊員から募集いたしました者のうち、特に幹部に耐え得る能力を有する者と認められまして、隊員を全国的に選抜いたしまして、ここで幹部として必要な訓練をいたしておるのであります。そして越中島における幹部訓練は、江田島においていたしたる幹部訓練を終了いたしました者のうち、さらに上級の幹部に耐え得る能力があると認められまして、その目的をもつて特別に教育をする、こゝういふことに相なつておるのであります。

○梨木委員 各キャンピングには、外国人が訓練の面におきまして聞いておるのではありませんか、一体日本のその現場の責任者との関係はどういふことになつておるのであるまいか。

○大橋國務大臣 各キャンピングに外国人の指導官がおりますが、幹部は仮に任用しております。実は今のところ各

キャンピングにおきます幹部というものは、仮の幹部でございます。これらの人が実際に隊員の訓練に當りまして、その指導をするといふふうな役割に當つておるのであります。

○梨木委員 普通この各キャンピングのキャンピング指揮官といふものがあるやうであります。このキャンピング指揮官といふのが外国人だといふのであります。そしてキャンピング指揮官のもとに三、四名ないし四、五名の外国の指導官がおると聞いておるのであります。その通りであります。

○大橋國務大臣 キャンピングの指揮官は、警察予備隊で任命いたしました隊員のうちから選ばれた仮幹部がこのキャンピングの総指揮に當つておるわけでありまして、そして今外国人のキャンピング指揮官といふことを言われまして、それはおそろしく警察予備隊の各キャンピングにおきます訓練について、指導的援助を与えておる数名の外国人のうちの指揮官たる人を、各キャンピング指揮官と、こゝういふやうに言つておるのではないかと思います。すなわち各キャンピングにつきましては、援助及び指導に當りますところの占領軍司令部の要員があるわけでありまして、その要員のうちの最古参者を、これは要員全体の指揮官でありますから、それでおそろしく指揮官と、こゝう言つておるのであると思ひます。これは警察予備隊の指揮官ではなく、その援助のために、派遣せられておる司令官部要員の指揮官である、それが混同いたしたのではないかと、かように推察いたす次第であります。

○梨木委員 そこで、実際に隊員が受ける印象から申しますと今総裁が答

弁せられたやうな、外国人の指導的援助のために来ておる人がキャンピングの實際的な実権を握つておるやうに、印象を受けるというのであります。そういう事実、今度解雇を受けた人たちは、そのキャンピングの日本人の責任者からは何の語もなく、このキャンピングにおけるところの外国人の指導官から解雇通告を受けたといふのであります。この点についての事実関係、つまり日本人の責任者から解雇通告がなされたのか、それとも外国人の指導官から解雇通告がなされたのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○大橋國務大臣 予備隊本部といたしましては、解雇の通告をなした事実はないのであります。これが原隊において解雇せられた者がごく取扱われましておるとは、これは先般申し上げましたごとく、手続上の錯誤であつたわけでありまして、従ひまして当局といたしましては、その錯誤として行われまして了解の事を取消しておる。つまり初めから解雇がなかつたのであるといふことを明らかにいたしたわけでありまして。

○梨木委員 この解雇された人が東京へ参りまして、増原本部長官に会つて、実は裸同然で出されてしまつたといふことで、これでは不当ではないかといふことを申しまして、療養費であるとかあるいは帰るための交通費あるところが、実は自分のところではほろき一本、紙一枚も、キャンピングにおる外国人の指導官と申しますか、その人のサインがなければ買えないのだ、だからあなたの方の言ひ要求はもつともなことであるが、私一存ではどうにもでき

ないのだということを、はつきりと言明されておるのでありますが、この点と今の總裁のおつしやることに大分違があるようでありますが、その点についての御見解を承りたいと思います。

○大橋國務大臣 増原長官が隊員に對しまして、いかなることを申ししたかわかりませんが、予備隊の責任はあくまでも日本政府にあるのでありますし、また予備隊の経理は日本の關係法によりまして、日本政府によつて行われつつあるものでありますから、紙一枚長官が買えないというようなことは、申すはずはないと私は考える次第であります。

○梨本委員 現在の警察予備隊員が採用されてから今日まで、どれだけの、つまり月給と申しますか、これが支給されておりますか、何月何日に幾ら払われ、何月何日に幾ら払われて、現在まではどういふふうになつておるか、これをお伺いしたい。

○大橋國務大臣 予備隊の俸給は、当初給与が決定に至りませんでした関係上、二千元、三千元というような金額をもつて内払いせられておつたのであります。十一月の中旬にこれが最後の決定を見ましたので、ただいままでに正規の給与の総額を支拂つておるわけでありませう。

○梨本委員 こういうような給与の支払いが、最初政府が発表したような状態で、払われなかつたことなどのために、札幌附近にあるキャンプでは隊員がサボ状態に入つたという事実があるやに聞いておるのでありますが、さうな事実はありませんか。

○大橋國務大臣 札幌でありました

か、あるいはその附近の他のキャンプでありましたか、ただいま正確に記憶いたしておりませんが、北海道の一部のキャンプに對しましては、一部の共產黨員が働きかけまして、あるいはサボをやらせようというふうな動きはあつたようでございますが、警察予備隊においては、何らの動搖はなかつたといふことを承知いたしております。

○梨本委員 その次にお伺いします。最近政府では警察予備隊をさらに三万五千ないし四万ふやそうという計画を進めておるといふことが言われておるのでありますが、そういう事実はありませんか。

○大橋國務大臣 警察予備隊を増強する何らの計画はございません。

○梨本委員 十二月二日付の新聞のワシントン発UPによりまして、トルーマン、アメリカ大統領が新聞記者との会談におきまして、日本人部隊を朝鮮戦線に使用することがあるかどうかという問いに對しまして、構のところが、来れば渡らねばなるまいと言つたので、これは適當なときが来ればそのような決定がなされることを意味するところであると、いふことが伝えられておるのであります。日本の警察予備隊に、アメリカのトルーマン大統領はこういうことを言われておる。そうするとやはり警察予備隊は朝鮮内戦に動員されるのではないかと、いふことを、われ／＼日本人として恐れるのであります。この点について總裁の御見解を伺いたい。

○大橋國務大臣 大統領の言われまじことは、私はよく存じております。が、しかし警察予備隊が国外の戦争のために用いられるといふことは、絶対にあり得ないことであると考へております。

○梨本委員 そこで実は先ほど總裁にお尋ねしましたつまり五百名の解雇通告を受けたといふこと、それは手違ひの解雇であつたといふことになつたものであります。それらの氏名について御発表を願ひたいと言ひましたところ、それは発表できないのだと言ひました。そういうこと、あるいは教練の課程を見ますと、どれも日本の治安維持のための警察の補充的なものであるとは、どうしても考えられない節がたつた。どうして考へられぬか、今申しましたようなトルーマン大統領のこのいふ談話が発表せられた。しかもわれ／＼の聞いておるところによりまして、解雇に當りましては、日本人の責任者が全然関与しないという措置がなされたといふふうにも聞いておる。こうなつて来ました場合に、一旦警察予備隊に對しまして、朝鮮へ出動すべしという命令を出されたとき、その命令に對しまして、日本人はこれを拒否することができぬかどうか。法律的に、それを拒否すれば占領政策違反といふことになるのかどうか。この点を御伺ひたいのであります。

○大橋國務大臣 警察予備隊に對しまして、朝鮮に出動すべしという命令が出ることは、想像いたしておりません。

○梨本委員 想像いたしておらないといふのは、政府としてはそういうふうなお答えよりほかにないと思ふのであります。が、事実予備隊員にしてみますと、われ／＼の聞いたところによりまして、予備隊員は、中へ入つてみますと、警察と思つて来たのが、どうもこれは軍隊らしいというように感じておる、それで、い／＼／＼こんな新聞記事が出ますと、これは朝鮮へ出動させるのじやないかといふ心配も出て来る、そこで隊員といひまして、やはり深刻に考へる。またその家族といひまして、治安維持のために自分のむすこが、あるいは夫が行つたつもりでいたのが、それがやはり生命を賭しての戦場に行かなければならぬといふことになる。が、また新たにならなければならぬといふことになるわけでありまして、これはどうしても私たち聞いておきたものは、一体それを拒否することが、占領目的違反になるのかならないのか、その点をどうか責任ある御答弁を願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 警察予備隊に對しまして、朝鮮に戦争のために行けといふような要求があるとは思われませんが、これに對しましてはこれ以上のお答えをいたす必要はないと考へます。

○梨本委員 まだお尋ねしたい点もありますけれども、私はかにも用事がありませんので、大橋法務總裁に對する質問はこれで打ち切ります。私が質問を出しておりました最高裁判所の事務総長に質問したいと思ひます。

まず第一にお伺ひしたいのは、三鷹事件の控訴公判が最近行われることになつております。ところが新しい刑事訴訟法によりまして、控訴いたしますと、まず控訴趣意書といふものが控訴を申し立てた者から出される。その控訴趣意書を点検しまして、そうして理由があるかないか、また事実調べをしなければならぬかどうか、こういう点を調べた後におきまして、一定の裁判をする。こういうことになつておることは御承知の通りであります。ところが三鷹事件の控訴公判におきましては、昨日の新聞でつたと思ふのであります。十二月二日付で検事側の控訴趣意書が出たのであります。しかるに高等裁判所ではこの控訴趣意書のない前に、もう控訴審におけるところの公判期日を指定して来ております。たしか十二月十八日から後、三開廷ばかりを指定して来ております。控訴申立人の控訴趣意書の提出がない前に、こういうふうな公判期日を入れるといふこと、これは明らかに異例なことである。もちろん刑事訴訟法によりまして申立てたものについて事実調べをするかどうかを調査する権限もあつて、しかし少くとも控訴申立書の出ない前に公判期日を入れるといふことは、明らかにこれは異例なことである。明らかにこれは異例なことである。そのように、あれだけ世間の関心を呼んだ事件において、かかる異例な取扱ひをするといふことは、かりにその裁判所が結果的には公平な裁判をしたといひましたとしても、裁判を受ける人間からいへば、何かこれは控訴審におきましては、異例な取扱ひがされておるといふところから、とにかく公平な裁判であるかどうかを疑うようになるのであります。この点につきまして、最高裁判所は何か特別に東京高等裁判所に對しまして、控訴申立書が出なくても早く期日を指定して、早く裁判をしてしまへ、というような、何か指示でもされたのかどうか。この点

をお伺いしたいのであります。

○五上最高裁判所説明員 ただいまの御質問は、主として東京高等裁判所における事件の審理模様の点が多いようにござりますが、この点は裁判の手續に関する問題であります。ただ裁判所において早く審理せよとかどうせよとかいうような、個々の事件についてさような指示をした、ことに三鷹事件についてさようなことをいたしたことは絶対にありません。

○梨木委員 最高裁判所といたしましては、司法行政上、やはり裁判の進行状況はある程度指示し、あるいは監督し、あるいは助言をするというようなことはあるのだからと思ふのであります。それは全然関与しないとおつしやるのでしようか。

○五上最高裁判所説明員 ただいまの三鷹事件については、さようなことはございせん。

○梨木委員 それではお伺いいたしますが、事務局長の名前でこういう通達が発せられております。たとえば公職追放令、あるいは団体等規正令、こういう事件においては、これは日本には裁判権がないのだ、だからその旨を至急伝達するといふような通達をなしてあります。これに基づいて下級審といふものは、やはり解散団体の財産の管理処分に関する裁判については、われわれから申しますならば、民事訴訟や裁判所法を無視したような裁判をしている実例があるのであります。これはどういふように考えておりますか、こういう通達をすることによつて、下級審を、しかもこれは最高裁判所がするのならばともかくも、最高裁判所が具体的に事件について判断を下して、それが

判例となつて下級審に一つの裁判の統一的な目的を達成させるというのならばともかくも、事務局長の名前でこういう通達を出すのは、どうもおかしいと思ふのであります。この点についての御見解、またさういふ事実があるのかどうか聞きたいと思ひます。

○五上最高裁判所説明員 最高裁判所といたしましては、一般的の事件について審理の促進をはかるとかあるいはその事件の進行状況を統計的に資料を収集するとかいふようなことはいたしてはおりますが、個々の事件については司法行政上とかさしずをいたしたことはございせん。

○梨木委員 だから私はこの点を最高裁判所の事務局長としてどうお考えになつておるか、つまり具体的に申しますならば、昨年の朝連の解散に伴つて非常にならざる財産の接収が行われた。この問題についていろいろの救済の訴訟が起つておるのであります。この訴訟はまだ下級審でござりますが、行われておる。それに対して最高裁判所がこういう通達を出すといふことは、明らかに下級裁判所に何らかの拘束的な結果をもたらすやうなものである。こういう通達を出すことは不当だと思ふのですが、これはどうお考えになつておりますか。

○五上最高裁判所説明員 この通達が不当であるかどうかは考へ方のいかんによるのですが、とにかく追放令に關しましては、御承知の通りホイットニーの書簡といふものがありまして、その書簡に基いて通達をいたしてあるのでございせん。

○梨木委員 それについてはいいので、ホイットニーの平野力三氏の問題に關連しての、あの具体的なものについてはいさし。しかし、たとえば朝連の事件について裁判権がないといふことについてのGHQからの明示的な意思表示といふものは何らないのであります。ないにもかかわらず裁判所はさういふ裁判をしてゐる。しかもこれを最高裁判所の方で通達として出しておる。ここに日本の裁判権を日本の裁判所自身が好んで放棄するやうな結果に陥るやうなことをやつておる。私はこれを非常になすべきものではないといふ考えであります。どうお考えになりますか。

○五上最高裁判所説明員 この団体等規正令に關する問題につきましては、所管の民事局長から答弁いたしました。

○關根最高裁判所説明員 ただいま梨木委員のお話でありましたが、団体等規正令に關する問題は、平野事件の追放の問題が個人に対するページでありましたのに比較いたしまして違つておりますのは、団体に対するページでございます。それからもう一歩進みますと、人または団体の行為に対するページ以外に、人または団体の行為に対するページの問題があります。これはアカハタの発行に対する停止処分、これは一つの行為に対するページ、この三種類がございまして、ただいま申し上げました個人に対するページの事件につきましては、ただいま事務局長からお話がございましたように、ホイットニーから最高裁判所長官あての裁判権なしといふ書簡が出ております。それでその書簡だけで団体に対するページに關する裁判権、さらにアカハタの発行に關する

る行為につきましてのページ、これに對する裁判権がどうなるかといふことはやはり疑義がございまして、ところがホイットニーから出ました書簡につきましての解釈につきましては、先令官憲としての解釈としまして、その解釈が出ました以上は、最高裁判所といたしましてはその解釈を公にいたす必要がございまして、その意味の通達をいたしたわけであります。

○梨木委員 この点はもう少し聞きたい点もありますが、時間の關係がありますからこの程度にいたします。

それから最高裁判所の事務局長に伺いたしたのであります。今裁判所の書記官、裁判官の報酬の引上げの問題が問題となつておられますが、實際書記官及び書記官補、この人たちは裁判の運営におきましては裁判官とともに非常に重要な仕事をしておられるのであります。ところが他の行政官と違ひまして、ざつとくらんに申しまして、裁判所の書記官といふものは余得といふものが非常に多い。そういう關係から非常に待遇は他の行政官に比べてまして悪いわけでありまして、こういう点につきまして最高裁判所に対して、実は書記官の方から今度の裁判官の報酬引上げの問題に關連しまして、いろいろ待遇改善の要望が出ておることをいたします。ところが、最高裁判所のその係の人たちは、そういう陳情をする人たちに對して、何かいやがらせのないやな感じを与える。そういう陳情をするひまがあつたら、もう少し仕事をしようといふやうなことを言われ報酬引上げの問題についてはあなた方も

非常に御熱心だ。私は何もその熱心といふことを非難するわけではないのであります。同じやうな熱心さを持つて書記官や書記官補の待遇改善の問題について努力してもらいたいと思ふのであります。この点について現在さういふことがあるのであります。ペーの号俸の調整の問題であります。たとえば現在書記官の仕事は七〇%以上をしてもらない、この号俸調整の特典にあつてゐることができないといふやうなことがなされるのであります。が、さういふ問題につきましては、やはりこのわくをはすしてもらいたいといふ非常に熱心な要望が書記官の諸君から出されて来ておるのであります。さういふ問題につきまして最高裁判所はどういう考慮を払われておるか、また一年未満だとか、この間一般の公務員との間の号俸調整の場合におきまして、少し書記官や書記官補が号俸の調整で待遇がよくつたやうであります。が、それにいたしましてこれにはいろいろのわくがある。このわくをはずしてもらいたいという要望があるのであります。この点どういふふうにお考えをしておりますか、これをお伺いしたいと思ひます。

○五上最高裁判所説明員 ただいまの梨木委員の御質問のうち、裁判所の書記官や書記官補の待遇が非常に悪いといふお言葉がありました。まことにその通りでございます。まことにその通りでございます。裁判所の書記官、書記官補の待遇については、最高裁判所の事務局長として、最高裁判所の事務當局として、最高裁判所設立以来いろいろの方策を講じて参つたのであります。先般この書記官及び書記官補に對して号俸調整が人事院の規則によつて行わ

れましたのも、実に当委員会の非常な御理解と御同情によつてできたものとわれわれは感激いたしておるのであります。この書記官、書記官補の待遇については、われわれはなお現在のこの程度より改善したいと下りいろ／＼考慮中であります。先ほど書記官及び書記官補その他事務官の待遇改善について最高裁判所に陳情をすると、非常にいやな扱いをするといふことを言われましたが、決してさうなことはございせん。ただ勤務時間中にさうなことを諸君が持ち出さなくても、われわれは諸君以上に考えておるといふことをよくさとして帰しておる状態であります。

それから号俸調整に關しまして、書記官にはございせんが、書記官補の七〇％以上という問題でございせんが、大体この書記官及び書記官補を他の一般事務官よりもよりよく待遇したいといふことは、やはり裁判の事務に直接接するがゆえなのであります。従つて書記官補にして裁判の事に携わらない者に対しては、かような調整は行わないのであります。その七〇％といふのも今のような趣旨から出たのであります。なおこの点については所管の人事局長が参つておりますから詳しく御説明申し上げます。

○鈴木最高裁判所説明員 書記官の号俸のことについて、梨木委員から御質問です。大略申し上げます。書記官が号俸の調整を受けるということになりましたのは、今事務局長から申し上げましたように、書記官の仕事の困難性に対して特別な号俸の調整をするという趣旨であります。御承知のように書記官の仕事として一番苦心がいろいろ

精力を費す点は、あの法廷に立ち会つて調書をとる、それから法廷から出て来てさらにそれを作成するといふ点に書記の一番の中心がある。従つてその点に一番困難性が伴うわけでありま。しかしながら本来ならば現在の裁判所の書記官のみが法廷の立会いの書記官としての仕事をするわけではなく、書記官の人数が足りませんので、書記官補という制度を設けて、書記官の職務を代行させるという建前をとつておるわけですから、すなわち仕事の内容から申すと、書記官本来の書記官の仕事と、書記官補の仕事は、仕事の内容から申すと同じわけでありま。

す。そういったと書記官が四号の調整を受けるならば、書記官補もやはり四号の調整を一応受けていいてはなにかといふような考えも立ちますけれども、書記官補といふのは大体において裁判所に入つて日が浅いのであります。今回調整を受けることになつた書記官補は書記官補になつてから十八箇月以上を経た者、しかもその十八箇月以上を経た者であつても、全部調整を受けるのではなくして特に書記官としての代行を命ぜられた者が受けるという建前であります。従つて年月が浅くて、実は十八箇月未満の書記官補といふのは、実質上から申せば書記官としての修業中の者なんです。ですからそこで十八箇月という線を出すのが正しいか、十箇月にするのが正しいか、十二箇月にするのが客観的に正しいのかといふことになりまが、そこはいろいろ考え方があつてあります。けれども、人事院としても、この特別号俸調整をはかりの官庁の職員に對してもやつておる關係上、まあ十八

箇月といふところに線を持つて行つて画すのがつり合ひ上いいたうといふので十八箇月未満の者には、書記官補であつても号俸調整をしない。しかもその書記官補については、号俸調整をする号数が、本来の書記官の半分の二号といふことになつておるわけでありま。大体さういふようになつておる。なつております。

○梨木委員 そこでこの七〇％以上の公判立会いをしなければならぬといふことが、一つの條件になつておるやうであります。書記官補諸君の話によりますと、たとえば地方とか大阪とかさん事件を扱つては東京とか大阪といふところでは、地方では一件とか二件しか公判立会いをしない、そこで公判立会いが百パーセントになる。ところが東京とか大阪といふところでは、非常にたくさん公判立会いをしておつて、たくさん数を扱つただけに、それが七〇％のわくに入らないう、こういうところに非常な不公平さがあるといふことを漏らしておるのであります。これはどうお考えになりますか。

○鈴木最高裁判所説明員 それも結局は、各裁判所における認定の問題にも關係して来るわけですから、たとへば地方の裁判所の方におつても、東京の方の裁判所におつてもと比べてみましても、今梨木委員からおつしやつたようなさういふ差別はちよつと出て来ないのではないかと気がするのですけれども、結局七〇％をやつておる。七〇％といふのは、なぜ問題になるかといひますと、十八箇月未満の代行書記官補には、七〇％以上の本来の裁判書記官としての法廷立会い、こ

れに關連する仕事をやらせないようにしてくれといふことになつておるわけですから、つまり十八箇月未満の者には号俸調整をしないのだから、その者には、号俸調整にあずかるものと同様な過重な労働をさせないでくれといふ意味で七〇％という線を持つて来たのです。それといふのは、結局書記官の仕事は、御承知のようにいろいろありま

すけれども、法廷の立会いが主眼でありまが、そのほかに支払い命令を出したり簡単な、法廷立会いと關係のない仕事があります。さういふ仕事がいゝろあるけれども、法廷立会いといふような、むしろ労働になるような仕事は号俸調整を受けない者は七〇％未満にしてやつておいてくれといふ点からして、七〇％といふことが問題になつておるわけですから、さうお考えくだされば、なぜ七〇％といふことが問題になつておるかといふことがわかりやないかと思ふのです。

○梨木委員 それではもうこれで終りますが、実はさういふわけでありまして、書記官諸君からは、どうもこれはわれわれも公判に立ち合つて経験しておるものであります。非常な公判立会いの書記官といふのは、成規の時間をも超過して、六時、七時、八時といふくらいになつておるわけ、それからあとでしかも調書を整理しなければならぬ。さういふことのために公判關係者も調書がでなないために公判の進行が遅延するといふような事態も起きて来ておるのであります。さういふ点を考へた場合に、この書記官の待遇改善といふことは、裁判全体の公正な運営と、促進のために重要な要素であると思ふので、この点につきまして、こ

れらの人々からの要望を十分くみとつて、それらの陳情に對しても、よく耳を傾け、努力していただきたいといふことを要する次第です。

○五上最高裁判所説明員 この書記官のたぐいまの実際の業務状況についての梨木委員の御意見、まことによく御理解ある御意見だと存じます。申すまでもなく、書記官は裁判機關の重要なものであります。今後書記官の待遇を改善するとともに書記官のその質をいまして、内外ともにその待遇の改善方法を考究いたしたいと存じます。

○諸委員 ちよつとこれは事務局長にお尋ねするのが適當かどうか存じませんが、通告なしに突然の質問であります。それは裁判所と地方の議会の決議との間にトラブルが近ごろ起つておる最も顯著な事例は、大阪の茨木市会、市会議員を満場一致で除名した、さうするとその市会議員が裁判所に対して、地位保全の仮処分をやつて、裁判所ではこれを許可した、ところがすでに除名になつたから補欠選挙をやつておる。ところが除名された人は、裁判所の行為によつてその地位を失つたことになつたために、今度は補欠に名乗りを上げて選挙運動をやつていた人が宙ぶらりんになつてしまつて、まことに妙な事態を引き起した。それから石川県の穴水町におきまして、これも地方議会が予算案を議決した、ところがその地方議会の予算案を執行停止する仮処分がなされて、執行のために税金をとることもできず、従つて自治体警察や学校の先生に月給を払

うことができないという事態を引き起してしまつた。少し私どもは裁判所の行動が行き過ぎているのではないかと思われる節もあるのですが、そのような地方自治体の決議と裁判所の裁判との間の調和の問題が新たな問題として登場して来るのではないかと私は思います。そこでかような地方議会の決議その他につきまして、裁判所が仮処分その他の方法によつてこれを行わしめないうにしようとなつた事案が全国的にどうなつておるか、なおまた大阪の茨木市会に対しては、裁判所はどういうふうな処置なさるおつもりであるか。もちろん個々の判事に対しては了解ができないと思ひますけれども、最高裁判所として何らかのそのような問題について配慮なさつておるか、お聞きしたいと思ひます。

○五島上最高裁判所説明員 ただいまの御質問に対しては、ちよつと私の手元に資料もございませんが、ちよつと幸いに行政局長が参つておりますから、行政局長の知る範囲において御答弁いたさせます。

○關根最高裁判所説明員 ただいま猪俣委員からの、地方議会と裁判所との関係でございますが、これは私どもの方に行政局所管といたしまして、各地方議会の議決に対して、その議決が違法であるということを前提として、その訴訟については、全部報告が参つております。それで全国の地方議会につきまして、地方自治団体として議院内部の争ひというものは、政治的な争ひはやはり訴訟の面に出て参ります。お話のように地方議会を構成されておる議員を除名するという議決があり、あ

るいは予算の議決がある。それらの議決が違法になされたということを前提にいたしまして訴えが起きましたときには、その訴えが勝ち負けはつきりするまでの間に何とか一応のところその議決がいかにぬのだから仮の地位を定める。先ほどの例で申し上げますと、議員として除名されまふと、公判の判決がありまふまで議員として働くことができるように仮の措置を命ずる、そういう停止命令をとることができると行政事件訴訟特例法第十條にございまして。そういう十條の発動は、これは先ほどちよつと栗木委員からお話がございまして例の平野事件の問題のときに、あれは裁判権がないということになりましたけれども、そのホイットニー局長の書簡が出ます前は、はつきりいたしておりました関係から、東京地方裁判所からはパージを停止するという仮処分をいたしまして、それ以外にいろいろ問題がありまして、行政事件特例法では行政事件については民事訴訟の仮処分の適用がない。そのかわりたゞい申しました第十條の規定を設けて非常に條件を制限いたしました。かりに停止することができるといふ規定を設けたのでござい

ます。そうしてその議決に文句のある者が訴えを起してその訴えを起した原告が申立て人となりまして、かりに停止してくれという申立てがありまふと、それに厳格な條件を適用して発動する場合がありまふ。今おつしやつた例は十分考えた上でそういう十條の発動があつたものと思ひますが、これは今調査いたしますが、なお具体的の事件でございまして、具体的に停止の決定がございまして、それに対し

て最高裁判所として司法行政の面からはとかくはちよつと言えないのじやないか。全般的の問題につきましては、合同その他におきまして慎重にするようにということをお伝えすることはできますけれども、具体的の事件としてその決定を取消せというようなことはできかねることを申し上げまふ。

○猪俣委員 それで要領でございまして、実は大阪の茨木市会の決議文及び仮処分申請書を私全部調べてみました。が、どうも実に珍妙なケースだと思ふのであります。そこできよの質問になつたので、私は裁判所の職権を縮小しようという意味は少しもありませんし、地方議会の乱暴な議決もあると思ふのであります。大阪府の茨木市会の問題は異常だと思ふのであります。最高裁判所でも相当御研究願ひたいと思ふのであります。この仮処分の申請者の申請理由も、これを許可された裁判所の理由も、実に私は不可解だと思ふ。こういうことをやりましては、地方議会の議決というものは、まづたゞ意味をなさぬことになるおそれが多分にあるために、今質問したのでありますから、十分御研究の上、善処方をお願いしたいと思ふのであります。

○五島上最高裁判所説明員 ただいま猪俣委員の御指摘になりました御要望なり事件について、十分調査いたしたと思ひます。

○安部委員長 それでは本議題に關しては日程によりまして、昨日に引続きまして裁判所法の一部を改正する法律案外四案を一括議題といたし、質疑を許します。世耕弘一君。

○世耕委員 私は証人の問題について一点だけ伺つておきたいと思ひます。証人の問題で憲法の第三十七條によりますと「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ」云々ということが書いてあるようでありまふ。これらの基本的な権限を理由にしまして、証人に対していろいろの観点から尋問を開始されることが想像できるし、また私もそういう場面についてつかつたことがございまして。ところが被告人が自己の立場を有利に展開せんがために、して証人に自分の考へていふことを言わそうというやうな言動を用いることが多々あるのではありません。たとえば一例を申しますなれば、ある問題に就いて証人喚問された場合に、お前はあのときにこういうことを言つたではないか、今証言したところによると、それは相反したことを言つておる、かような言動をなすということは非人格的だ、人の風上にも立たせ得られない人物だというように罵倒的に、被告が尋問する場合をわれわれ経験するのであります。そのために気の弱い証人は遂にそこに妙な妥協的発言をして糊塗するといふことで、かえつて真相を究明できない場合があり得ると私は想像するのでござい

ます。こういうやうな被告の態度が、かえつて審理そのものの神聖を害するおそれがあると思ふのであります。その場合の救済の道があるかどうかというのを、私は聞きたいのであります。なおまた被告人と証人の立場を見ますと、ある場合には公衆の面前で罵倒されるというやうな非常に不名誉な状態に立ち至る場合があるのであります。そういう場合の証人の立場を擁

護する取扱いがあるかどうか、一点だけ伺つておきたいと思ひます。

○野木政府委員 仰せのように、被告人が証人を反対尋問する権利は憲法で保障されておるところであります。しかしそれが濫用をわたるようになつてはならないのであります。ただいま御指摘のやうな場合、すなわち証人に証言を強要するとか、証人を公衆の面前で罵倒するとかいふことになりまふと、これは少し行き過ぎになるものと存ぜられる次第であります。そういう場合につきましては、現在の訴訟法におきましては、二百九十五條に「裁判長は、訴訟關係人の尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相當でないときは、訴訟關係人の本質的な權利を害しない限り、これを制限することができ」といふやうな訴訟指揮権の規定がございまして、裁判長がこの原則を適正に行使いたしますならば、そのような行き過ぎは防ぎ得るのではないかと存する次第でござい

ます。

○世耕委員 そういう場合に実際に活用されておりますか、私はないと思ふのです。

○岸最高裁判所説明員 それは全国的にいろいろ事例はございまして、ちよつとかなり活用されておるといふことを聞いております。この被告人の場合には憲法との關係がありまして、反対尋問権は憲法上被告に認められた權利であるといふ点で、裁判所もその権限に基づいては相當慎重に考へております。しかし現下のような場合はただいま野木政府委員の指摘された二百九十五條によつて制限することができるのであります。

○世耕委員 憲法の條章からいふと、被告の立場を擁護するのあまり、事件に直接関係のない者にむしろ大きな責任を持たすような場合が非常に多いように思ふのです。しかもその被告とそこで猛烈な激論をするといふことは、かえつて紳士としてのしるべきでない。ところが相手はそれを見込んで罵倒する。それを裁判長は今御指定のその條文を適用しないで黙つて見ている。実例を二、三私も経験したのであります。それで実はお尋ねするわけですが、そのためにはなほだしく証人の名譽を毀損するやうな場合があり得る。しかもそれはやうな多数の人の前でやうな罵倒を受ける場合があるのですが、やうなやうな結果、せつかく証人の言わんとするところがかえつて曲げられるやうなことがありはせぬか。われ／＼のやうな立場にあるものはやういふことを何とも考えません。自己の信念通り言ひますけれども、少し氣の弱い証人はかえつてそこで曲げた発言をする。一例を申し上げますとやういふことです。お前はそこで言つたじやないか、それを今この前言わぬといふやうなことは偽証罪だ。すぐお前は訴える。裁判長私は訴えます。やういふやうな脅迫にひたしいことに実は私もぶつかつて来た。これは私の体験したことですが、私にそれ／＼のことを言ふのだから、おそろく一般の氣の弱い、ことに女性のやうに世間を知らない、法廷が何であるか知らない者はまごついてしまつてかえつて妙な証言をするのであります。そうすると憲法に規定されたこの條文が惡用されはせぬか、これは私は強く守つていただかなければ、証人になる者がしほに非常な不愉快な立場に立

たなくちやならぬといふことの一点と、もう一つこれも経験談から申し上げたいのは、弁護士と他の訴訟人との間には裁判の日にちを決定なさることは一応了承ですが、証人には日にちを指定して何日に出頭しろ、もしこれに應じなかつたら罰金とか逮捕するといふやうなことがうしろに書かれております。法律常識のない者はびつくりして多くの經濟上の犠牲を払つて実に出席をする場合が多かろうと思ふのです。やういふやうな点も人權を擁護するやうな意味から御考慮さるべきものではないか。われ／＼は一人の人の証人に立つたために多くの旅行を變更しなくちやならぬ場合が多いのです。裁判所から旅費とか日当とかいふやうなものが出るやうであります。旅費、日当にかかわらず、たぐさんの費用をこちらが損をするやうな場合がある。一例を申し上げますと、私は静岡で一人の人の証人に申請されたことがありますが、午前正十時といふことであります。ところが、静岡まで正十時に行くには、汽車の關係から勘案しますと、どうしても沼津から静岡に一泊しなければその時間は進行できない。証人に呼び出されるところといふことは非常に迷惑なことなのであります。それでこの條文が善用されないでかえつて惡用されるきらいがある。これを何とかして是正することを考慮の中へ入れておいていただきたいといふことを希望する。

○最高裁判所説明員 先ほどの被告の証人尋問權が濫用されるという事があるといふことは確かに伺ひました。いわゆるクロス・エグザミネーションといつておりますが、この制度は母法國であるアメリカあたりでも、その實際の運用についていふ／＼な弊害があるといふ議論もあるわけでありま

思ひます。しかし万やむを得ない場合にはその理由を一応届を出しにしなければ、その日は延期してもらつてというこゝともございます。やういふ点から今後新しい訴訟手続の行き方の一つの材料として考えたいと思ひます。御了承願ひます。

○世耕委員 御説明を受けまして了承いたしました。

もう一点伺ひたいのは、先ほどの事例によつて伺ひますのですが、法廷において著しく証人を侮辱したやうな言動があつた場合は、証人から名譽毀損の手続をとる前に裁判長として適当な処置をとられるのが公平な裁判じやないか。一方において被告人を擁護して、被告人は自己の立場を擁護するた

不徳義漢だと申して罵倒する。私いたしましては、お前何を言ふか、お前この間おれのところへ泣きつきに来て、これだけは助けてくれと言つたじやないかと一言言えば、私の汚名はすぐそこでぬぐわれることはわかつていても、それはあまりに被告人を窮地に陥れることであつて、私は意味ないと思つたから、私の良心で、黙つて実は笑ひながら下りましたけれども、さやうなことに對しては、私は被告人の權利擁護をむしろ逸脱していることだと思ひます。さやうな場合に対して、少くとも法廷にある裁判長は、よく公平な立場で越權行為にならぬやうにおとりはからいにならぬと、証人の意義が滅却するのではないかとやうなことを私は考えるわけですが、幸いにしてやういふ点についても御考慮を払つて御研究くださるという話でありますので、期待をいたしておりますから、よろしくお願ひします。

○榎本委員 今のと関連して……証人の尋問の問題に関連するのであります。が、実例をいたしまして、私はどうも不都合だと常々感じておるのであります。憲法第三十七條の第二項によりまして、刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める權利を有する。公費で証人喚問の權利が与えられておるわけなのであります。が、實際を見ますと、有罪になりますと、この証人喚問の費用の負担が被告人に命ぜられるやうな、ことになつております。やういふことになると、私は憲法の保障している、公費で自己のために強制的な手続によつて証人を求める裁判とい

うものが空文に帰するよう思うのでありますが、この点はどういうようにお考えになつておられるのか。

○野木政府委員 憲法三十七條第二項の關係であります、ここで一應規定を置きまして、刑事訴訟法で訴訟費用負担の規定がありますが、訴訟費用の負担を命じても執行の点におきまして、五百條で「訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができ、この規定によつて免除があるときは、この規定によつて免除ができる關係になつておられるわけであり

ます。

○梨木委員 ですからそこで私がお伺いしたいのは、こういう問題が起つて来るわけですが、今度の新しい刑事訴訟法では、大体当事者主義的なやり方で、被告人の方で証人を審問しなければならぬ。その費用は非常に膨大なものになる。不幸にしてそれが有罪の判決を受けるということになると、これはかりに生活苦に耐えられなくて窃盗をやつたとか、あるいはいさゝかな経済的な理由で犯罪を犯したような場合に、この刑事訴訟法の訴訟費用の負担というものは非常に過重なものになります。これによつてさらに執行を受ける。こういう証明を得て免除を受ける手続もさることながら、私は根本的にはこういう刑事訴訟法が訴訟費用を被告人に負担させるというのは、憲法の第三十七條の規定からいつて違反ではないかというように考えるわけなんです。現実の問題といたしましてこ

れを深刻に考えますと、これは自分で費用を払わなければならぬということをお考えなす、証人の喚問さある程度考慮しなければならぬという事態が起つて来るわけであり、この点は、どういふように憲法との関連においてお考えになるか、実問題といたしまして改正の要があるように私は思うのであります。

○野木政府委員 この点につきまして、はすでに憲法違反ではないという判例があるようでありまして、その詳細は刑事局長より御説明をいたさせます。

○安部委員 梨木君にお諮りいたします。あなたの発言の通告がこの次になつておりますので……。田万廣文君。

○田万委員 民事訴訟法の一部を改正する法律案について一言伺いたいと思ひます。事件の促進化といふものにつきましては一応私も承知いたしておりますが、目的は事件を早期に解決するといふことだけではなくして、真実をつかんで正しい裁判を受けるというところが目的にならなければいかぬと思つております。その意味から行きまして、民事訴訟法の一部を改正する法律案の提案理由の第四に書かれておられますところの在廷証人、これについて問題があるのでございます。その理由書を読み上げますと、「在廷証人等に対する日当、旅費、止宿料等の支給に集中審理によつて証拠調べを行うようになり、勢ひ証人等は、その尋問を申し出た当事者が同行して在廷証人等として尋問する場合が多くなるものと考えられます。」といふことを予想しておるのでありますが、私もその

う長い経験ではございせんが、二十年の弁護士経験から言つて、実際の立場から考える場合に、証人といふものは、申し上げるまでもなく非常に重大な証人になるのでございまして、ただでさえも良心に従つて真実を述べようというなりつばな宣誓をしておきながら、ずいぶんいかたがわしい証言をする証人が多い。まして今度のこの改正法案が通過するといふことになり、法案が通過するに予想してありますように、たくさん証人を事件の当事者が連れて参る。その連れて参る際においては、必ずや——これは私どもの考えが多少行き過ぎかもしれませんが、こういふ点についてお前さんは証人として調べられるのであるが、こういう点を申しともういふといふような誘導的な打合せがそこに取り得る可能性といふことが、危険性が非常に多くなつて参ると思つて、あります。そういう点を考えて参りますと、なるほど訴訟促進には一応障害になるかもしれないが、従来のように一応証拠調べなら証拠調べの申請をする、そうしてそれが採用になつて、次回に証拠調べの期日が指定になる。その指定した日に、やはり証人なり鑑定人をお調べする意味において適當ではないか。ただ事件の促進化といふ問題に急であつて、真実性を失ふ多分の危険性がこの第四の証人、鑑定人の尋問において起り得るのではないかと、私はこれを非常に懸念するのであります。この点についてどういふ御見解であるか、聞かしてもらいたい。

○野木政府委員 御心配の点は一応ごもつとも存じますが、今後の民事訴訟

法の行き方といたしましては、一応次のように考へてゐる次第でございす。すでに現在においても民事訴訟法におきましては、いわゆる交互尋問と言ひましようか、証人は当事者が尋問するといふ形式になつております。昔のようには裁判長が先に立つて職権的尋問をするといふ方式になつておらぬようであり、従つて交互尋問の形で行きますと、英米もさうであるようであり、今後はの行き方としては、あるいは当事者の弁護士は、この争点についてはどういふ証人があるといふことを探しまして、その証人について、一体その証人が争点に適應するかどうかといふことをあらかじめあたるといふ場合も、だん／＼出て来て、むしろそつちの方があつては多くなるのではなかつたかと存ぜられる次第であります。これは今までの考え方から行きますと、ことに日本の国においては非常に潔癖でありますから、そういうことは心ある辯護士としては避けておる。むしろ偽証教唆の疑ひをこらむつてもいかぬ、また疑ひをこらむらないまでも、むしろそういうことは避けて、裁判所に白紙のまま証人に出てもらつて、裁判所で証言してもらつて、今後はの行き方といたしましては、まず第一にその点が少し切りかわつて来るのではないかと察せられるわけであり、

次に在廷証人のことでございす。が、今後ともやはり準備手続を開きまして、準備手続でいろいろの争点がある、その争点に対してどういふ証人があつたかといふことを決定して、そうしてその証人のうちだれを裁判所が採用するかといふことをきまして、口

頭弁論期日が定められますと、その口頭弁論に最初の期日はどの証人、次の期日はどの証人というようにあらかじめきめておいて、呼出しをするといふのが常例になると思ひますが、それでもさういふふうになるべくその日に証人の人を確保するといふ意味で、当事者の方からあるいは連絡をして連れて来るという場合も出て来ると思ひます。またただいま申し上げましたような訴訟の行き方になつて来ますと、現在よりも一層、当事者があらかじめ証人と連絡しておいて、この点について証言といふことで法廷に証人をつれて来るということも勢ひ、少くとも旧刑事訴訟法當時よりも大なる。しかもさういふ場合はさういふ場合で、裁判所が採用した証人のことを考えますと、これは裁判所があらかじめ呼んだ証人と同じように取扱つて行つた方が適切である。なお刑事訴訟法につきましては現にさういふことになつてお

りまして、いわゆる在廷証人として尋問した者につきましても、裁判所は本来呼んで来た証人と同じように旅費、日当などやつておりますので、この最後の点は今の刑事訴訟法の行き方とも合すといふことにもなるわけであり、

ことを証言で言つておることは皆さんよく知つてゐると思ひます。そういう危険性が、この事件の促進化といふことになる、勢いここに提案理由に書いてある通りに当事者が計画して証人を連れて来るという危険性が生じて来る。そういう意味から真実性を発見するといふ意味が失われて間違つた証言がなされて、解決は早く行かれたが正しい裁判は阻害せられる危険性がある。こういう結論に陥つて行く可能性が多いのではないか。こう私は心配しておるのでありますが、なお納得の行くように御説明願ひたい。

○野木政府委員 わが国の今までの実情から考へてみますと、過渡的には仰せられるような心配が多少あるとは存じますが、もし証人が当事者に頼まれて法廷でその言を言うというような場合の対策といひましては、この反対当事者の反対尋問権というものがそこで大に意義を持つて来るわけでありまして、反対当事者はその証人の証言の矛盾をついて、その証言の信憑力を弱めるといふような方式になりますので、あまり見え透いたうそはすぐ暴露するのではないかと、この反対尋問権といふものはそこにも非常に意義を持つて来るわけでありまして、英米の方も反対尋問権といふものをその意味で重視してゐるわけでありまして。

○田万委員 反対尋問によつて大体真実がつかめるという御説でありますけれども、現在の交互尋問の仕方は、御承知の通り申請した側から先に申請せられた証人を調べておるのである。従つて一度黒なら黒と証言をした場合において、反対尋問でいかにこれをついてもやはり先に申請し、先に交互尋問

の権利を獲得してゐる申請者の方で証言が行われるといふことは相なるわけでありまして。従つて今おつしやつたようなお話はよくわかるようであつて、實際問題としては逆の結果が生れて来る。今の政府委員のお話であるが、むしろ私は交互尋問については申請をした側から先に証人調べをするのではなくして、相手方から先に尋問をせしめるべきである。これがほんとうの交互尋問でないかと考へるがいかがでありますか。

○野木政府委員 御説のような見解もあるいは立ち得るかもしれないと存じますが、やはり交互尋問の仕方は多年行われて、長年の試験にたえて来たものを制度化しようとするわけでありまして、英米でその後何年かにわたつた鍛え上げられて来た制度であり、しかも申請をした側は一応証人を裁判所に提出する。相手方の矛盾をついて行くといふことでこの証人尋問の方式にきめられておるわけでありまして、わが国といひましてこの方式をとつて行つた方がやはり無難であると存する次第であります。

○田万委員 最高裁の方より私の今の交互尋問に対する御意見を承りたい。○關根最高裁判所説明員 ただいま田万委員からの交互尋問に関するお話であります。私も政府委員と同様の見解をとつておりまして、交互尋問の制度は要するに裁判官が行司になりまして、当事者は相撲をとつてゐるという以上は当事者のやることは間違いないのだ、もう正々堂々と闘うのだといふことを前提とするわけでありま

す。これは辯護士の方が事前に証人に会われることはむしろ奨励すべきことであり、辯護士の方を尊重するゆゑである。辯護士の方は少しも御遠慮なさらずお会いになつて、調査されてしるべきではないか。実は古い憲法時代には辯護士の方が申請した証人が許されたとある一定の日に証人として調べるこゝたになつた。ところがどうも証人がはつきりしないので、自分の事務所に証人を呼ばれて、法廷を事務所に練習を兼ねた事件がありました。当時の考へでは田万委員が仰せられたように、やはり弁護士道徳に反する。いわゆる偽証を教唆したのではあるまいかといふので、告訴され、起訴された事件があつたやうであります。しかしそれは偽証教唆すればともかくといひまして、ただいまではそれは當然何度でも練習されてもいいわけであつたとしてもその練習の結果、法廷で証人が堂々とおしやうにほんとのことが言へる。もし偽証を教唆してうそのことが出て来た場合には、相手方が法廷技術を盡して戦つて勝負を決する行司役でありまして裁判官がどちらの相撲のおしやりをつつていふことは絶対にしてはいかぬ。することはあつて公平を害するといふた考へ方、こゝういつた考へ方ではないの訴訟法の形勢ができておることは御承知の通りだと思ひます。私ももういふた方向に進んで行つてしまふべきなんぢやないかと考へております。

○田万委員 すこしくいふようです。交互尋問の方法については、私は

いふことを前提とするわけでありま

むしろ申請者側より先に、被申請者側の方で尋問したら真実がつかめるのじやないか、これは實際問題です。ただいま政府委員のお話では英米でそういうことをやつて、非常に効果を上げておるというけれども、何でもかんでも英米の流儀に倣して行くといふことは、今日の日本の情勢、また一般人の感覚といふものは英米人並に行つておるのではないから、そういう過渡期においてこゝういふつばな制度だろふけれども、その交互尋問を英米流に行つていふと、むしろ私は今までの結果から考へて、危険はあつてもプラスになるものはない、こゝう思ふのです。従いまし

てこれは後日の研究問題として残ると思ふけれども、この点は實際の裁判を通じて、いづれがプラスになるかといふことを御研究を願ひたいと思ひます。

それから裁判所の一部改正についてお尋ねいたします。

とえて申ししますと高等裁判所について申しますと、高等裁判所は一番受理件数がはなはだ少かつたのであります。が、戦前の控訴院と比較しますと、戦後の高等裁判所は二十倍ないし三十倍の事件を受持つことになつたのであります。ところが裁判官の数はどうもいそれに對するほどふえてはおりません。わずか二倍ないし三倍ふえておるだけあります。従いまして戦前の約十倍ぐらゐの仕事を高等裁判所の判事が負担して来たのであります。地方裁判所におきましても同様であります。地方裁判所におきましても戦前の八倍から約九倍に事件がふえたのであります。ところが裁判官がふえたのはわずか一・五倍という状態であります。戦前の約七倍にも及ぶ負担をにないながら来たのであります。そうして新刑事訴訟法が昭和二十四年一月一日から施行されましたが、昭和二十三年の十二月末現在において簡易裁判所には古い事件が八千四百八十件、地方裁判所には二万八千四百五十五件、高等裁判所には一万八千六百六十六件といふ膨大な旧法事件が残つていたのであります。そのために新法の運用が危ぶま

れ、裁判所がやがて破産するだらうと言はれて来たのであります。幸ひに今日の状態は破産状態に陥ることなく、概して事件を片づけて参つて来ております。そうしてことしの九月現在では高等裁判所は古い事件は一万六千六十一件これは地方裁判所に古い事件が残つておりました。それがどん／＼来てますから、こゝういふことになりまして、地方裁判所は三千六百七十五件まで減らしております。全体から見ますと旧法事件の地方裁判所の負担といふ

とえて申ししますと高等裁判所について申しますと、高等裁判所は一番受理件数がはなはだ少かつたのであります。が、戦前の控訴院と比較しますと、戦後の高等裁判所は二十倍ないし三十倍の事件を受持つことになつたのであります。ところが裁判官の数はどうもいそれに對するほどふえてはおりません。わずか二倍ないし三倍ふえておるだけあります。従いまして戦前の約十倍ぐらゐの仕事を高等裁判所の判事が負担して来たのであります。地方裁判所におきましても同様であります。地方裁判所におきましても戦前の八倍から約九倍に事件がふえたのであります。ところが裁判官がふえたのはわずか一・五倍という状態であります。戦前の約七倍にも及ぶ負担をにないながら来たのであります。そうして新刑事訴訟法が昭和二十四年一月一日から施行されましたが、昭和二十三年の十二月末現在において簡易裁判所には古い事件が八千四百八十件、地方裁判所には二万八千四百五十五件、高等裁判所には一万八千六百六十六件といふ膨大な旧法事件が残つていたのであります。そのために新法の運用が危ぶま

ものは、そう大した變うべき数ではない。やがてはこの程度の事件は一通されることと思ひます。簡易裁判所におきましては、わづか六百七十五件しか旧法事件が残つておりません。そういう状態で事件を処理したという運用の面から見れば、とにかくどうやら過重な負担をにないながらここまでこぎつけて来た。概して良好であるということ言えると思ひます。

○田万委員 簡易裁判所増員について、現在お考えがございしますか。

○鈴木最高裁判所説明員 簡易裁判所の判事の増員のことにつきましては、現在定員の上から申しますと、約百名ばかり定員が欠員になつております。ですからその欠員の補充はできるだけしたいとは考へておりますけれども、その欠員を補充する以上に定員を増加しようという事は現在のところ考へておりません。

○田万委員 この点はあまり詳しくないのですが、簡易裁判所の判事は相当長い年限裁判所の書記をなさつた方とか、あるいは旧制の大学を卒業せられた方、実際に弁護士、あるいは判事、検事の経験のない方が、裁判所の判事に採用せられておられるのと思ひますが、こういう方に一つの希望を持たす意味で、何年かの簡易裁判所の判事をやつた場合において、何らかの特権が与えられるというやうな期待権をこれらの人に与えるという考へ方は、裁判所にお持ちでありませんか。またそういう話は出ておりませんか。ようか。

○鈴木最高裁判所説明員 これは御承知の通り裁判所法第四十五條の「多年司法事務にたずさわりの他簡易裁判

所判事の職務に必要な学識経験のある者は、前條第一項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることが出来る」ということになつております。この中に多年司法事務に携つて、簡易裁判所の判事の職務に必要な知識経験のあるという事に該当するやうな裁判所の職員、ことに書記官の方の職員があれれば、四十五條によつて選考し得る制度になつております。

それから裁判所の規則の方にもこれにマッチしまして、簡易裁判所の選考委員会の規定というやうなものができているので、たとえば今御質問になつたやうに、何年裁判所の書記を勤め上げれば、それが必ず簡易裁判所の判事に選考される既得権となる、そう認めるというやうには考へておりません。やはり簡易裁判所の判事にいたしましては、裁判官でありますから、ただ年限を積んで、裁判所に長くおつたというだけで判事にいたすという事は、国民の権利に非常な影響もあることですから、長く裁判所の書記官で実務をやつておつても、この選考を受けるには、やはり受ける資格のある実力を備へ、人格を備へておる者でなければ、この選考によつて簡易裁判所の判事にはすることができないというやうに考へております。特権というやうなことは持つて行きたくないと考へております。

○安部委員長 梨木次郎君。○梨木委員 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案についての御質問をしたいので

ありますが、これは執行吏の恩給の條件を引上げる改正案のようでありまして、この問題に關連いたしまして、最近地方におきましては不景氣になつて来たためのもありますが、非常に執行吏が多くなつておる。ところが執行吏があまり数が少いと待遇も悪いので、内職をしておるのがどうか知りませんが、このために裁判の執行の問題に關連して、執行する方も非常に困つておるが、執行された方も不当な執行をされた場合の救済の、いろいろな法的措置を講ずるのに非常に不便を感じておるわけなのです。そこでこの執行吏の充実の問題をどういうふうに考へるか。現在私の知つておるところでは、たとえば差押えをしまして、いつ競売になるのか、そういうことが、執行吏が裁判所に來ておらないために、自宅におるままに、それらの不当な執行について、異議申立てやその他の手続をしようにも記録も何もない、非常に困つておるわけでありまして、ほとんど困難なままに裁判の執行が行われておる現状です。それをめぐつて事件屋が非常に不当なことをやつておるという状態でありまして、これらの実情を当局ではどの程度にいかんでおられるのか、そしてそれに対する対策をどういうふうに考へておられるのか、これを伺いたい。

○野木政府委員 ただいまの点につきましては、便宜最高裁判所の方からお答えしたいと思ひます。

○關根最高裁判所説明員 ただいまの梨木委員からのお話ごもつともな点が多々あります。実は最高裁判所といたしましては、全国の執行吏につきまして、執行吏は御承知のやうに手数料を報酬といたしておりまして、もし手数料が足りないときには、国庫補助ということになつております。それで、結局一年間の手数料総額が七万一千円に達しませんが、その差額を国家が補助するということになつております。現在二百人近くおられて、国庫補助を受けなくて十分やつて行ける者は、約三十人くらいしかおりません。実は御承知のやうに、また今お話がございまして、どうも収入が全般的に上つておりません關係から、執行吏を希望する人は、少うございまして、その結果かなり補充難がございします。実は執行吏は国家公務員法によります公務員になるわけでありまして、まだ規定の整備が、完全でないところから、いろいろ恩給とか、それから俸給を一般公務員の増額に伴ひまして、ただいま申し上げました七万一千円をさらに上げなくちやならぬといつたやうな企てをしなければなりません關係から、むしろ執行吏を裁判所の補助機関ということに持つて行つたらどうか。これにはいろいろ、また實際上の困難も伴うかと存じますが、制度としても一度出直して考へてみたかどうかという事で、実は最高裁判所といたしましては、全国の裁判官に集まつていただきまして、その意見を徴しまして、ただいま研究中であります。もし研究がまとまりますれば、その結果を法務府の方にお願ひしあるいは国会にお願ひして、そういう改革をやつたらどうか。そうなりますれば、あるいは執行吏の補充難といふこともなくなるのではなからうか、いろいろ考へておるのであります。現状はおつしやる通り、かなり人員も少いために遺憾なことがござい

ますけれども、そういう企てをただいまいたしておるわけがございします。

○梨木委員 今おつしやつたやうな執行吏制度の改正の方向、私がちよつと漏れ聞いたところによりますと、たとえば檢察庁の事務官とか、それから簡易裁判所の書記官、そういう者に執行吏の仕事をやらせるといふやうな構想があるやうに聞いたのであります。その通りでありますか。

○關根最高裁判所説明員 ただいまのところではそういう考へはございしません。

○梨木委員 これは希望として申し上げておくのであります。この執行吏制度を充実しないと、せっかく裁判制度を充実せしめても、最後のいよいよ權利を實現する段階におきまして、いろいろ不都合なことが多々起るわけでありまして、早急に案をつくつてこの点を充実するやうにしたい。

その次にお伺ひいたしますが、裁判所法の一部改正の問題に關連いたしまして、今後簡易裁判所の扱う事件の範囲が拡大されたのであります。この三年以下の懲役をもつて処断すべき場合に、だから三年以上ということになれば、これは地方裁判所に行くということになるわけでありまして、この判断、これは今までもあつたことだと思ひますが、私実情をあまりつかんでおられないので、その辺のところもあわせてお聞きたいのであります。第一の段階で、最初なるのは檢察庁の方におきまして、三年以上というやうな見通しで簡易裁判所へ起訴する。しかし審理の過程においてこれは檢察庁側か裁判所側か、いずれかにおいて新

しい何らかの事実を窺見するというような事態が起ると思ふのであります。が、これは実際のどのようふうになつて行かれるつもりでありますか、お伺いしたいと思ひます。

○野木政府委員 たいま御質問の点は、おつしやる通り、まず第一義的には検察官の方で判断します。たとえば窃盗の例をとつてみますと、窃盗は法定刑十年以下でございますが、まず検察官の方で事案の内容その他から見て、せいふ二年くらいは求刑でよろしかうというふうな場合には、簡易裁判所へ起訴いたします。ところが簡易裁判所でよく調べてみますと、どうもこれは悪質であつて、三年六箇月ないし四年くらいは刑を言い渡さなければどうも適當でないという場合には、裁判所法第三十三條第三項の規定によりまして、簡易裁判所は前項の制限を超え刑を科するのを相當と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならぬといふことになりまして、結局事件を地方裁判所に移すわけでありませう。従つて簡易裁判所はその段階の判断をいたすわけでありませう。

○梨木委員 この辺のところが非常にむづかしいと思ふのであります。そうすると、裁判しない前にどうもこれは三年以上になりそうだといいことになつて来るわけなのであります。このところはあらかじめ判断をいなくともなると思はれるのであります。が、そこはいろいろあいに考へておられますか。

○野木政府委員 實際問題としては、検事がその起訴状だけを見て、これは三年以上だから云々というふうな判断

をすることは、ほとんど事実上なくして、証拠その他を審理して行つてみて、そろ／＼結審に近い段階になつて、すなわち量刑ができるような段階になつて、どうもこれではどういふ段階になつて、どうもこれはどういふ段階に悪いといふ場合には、今言つた事件を移すことになつておられますか。

○梨木委員 それはわかりませんが、しかし私はどうもこの規定そのものが非常におかしいと思ふのです。これは裁判にあらかじめ判断を与えるといふうなことになる。しかもどの段階においてでもそれができるといふことになると、ますます非常におかしいものになると思ふのですが、この点はどうか、それでよろしいですか。どうもおかしいと思ふのですが……

○岸最高裁判所説明員 たいまの御疑念はなるほど條文の上からはただちにだれでもいふ御疑念だと思ひますが、これまでの裁判の實際では、刑罰の問題で簡易裁判所がこれは三年以上になりそうだから送つたといふ事件があるといふことは聞いておられます。むしろ訴因の問題で、自分の方からこの事件についての管轄権がないからといふことで送つたことはたまにありましたが、刑罰の問題で送つたといふデリケートな問題を生じたといふことは聞いておりません。

○梨木委員 それはその程度にいたしまして、先ほど私、質問が途中で切れましたが、公費をもつて証人の喚問をするという権利を保障しておる憲法第三十七條、これはなるほど刑事訴訟法にもさういふ規定があつて、今のお話だとこれは憲法違反にならないのだという御答弁でありましたが、實際問題として非常に不都合な結果が起きて来

ておるのであります。窃盗をやりました、その方は大したこともなく、あるいは場合によつては執行猶予にもなる、ところが非常に大きな訴訟費用の負担の判決を受ける。もちろんさういふ事件におきましては、非常に多くの証人を呼んで、割合に被告人に有利な判決を受ける場合もある。しかしその結果その訴訟費用を調達するために再び犯罪を犯すといふような事例があるといふことを刑事を専門にやつておる弁護人諸君から聞いておるのであります。そこで私はこれは非常に不都合だと思ふのであります。さういふやり方につきましては、憲法第三十七條の精神から申しまして、これは改正した方がよろしいと思ふのであります。改正の意向を持つておられるかどうか、またさういふ訴訟費用の非常に多額な負担のために實際に問題を起したといふような実情、さういふ点をどういふ程度につかんでおられるか、これを伺つておきたいと思ひます。

○野木政府委員 何分新刑事訴訟法が施行になりましてよりやく二年になつたといふところでありませう。しかし先ほどの執行免除の申請の規定もまだ十分に徹底しておるとあるいは申されないういふところもあるかと存じますので、政府側といたしましては、なおあの規定を十分活用していただくことにしたいと思つております。さういふ意味におきまして今の段階においてただちにこの点の改正を考へるといふところにはまだ至つておりません。

○梨木委員 それから今度の簡易裁判所の事件の管轄の拡大の中に住居侵入といふのが入つております。最近の傾向といつたしまして、労働争議等の過程

におきまして、住居侵入の容疑の事件が今後ふえるだらうと思ふのです。ところが事件は住居侵入といふことになつておられます。相当複雑な事件が今後多くなるだらうと思ふのであります。これを簡易裁判所に扱わせるといふことは私はあまり適切ではないと思ふのですが、現在の住居侵入が労働争議に関連して起つておる実情との関連において、どういふふうにお考へになるか伺つておきます。

○野木政府委員 実は今度の法案を立案する途中におきまして、たゞいま御指摘のような議論がなされて、窃盗のような住居侵入に関するものは比較的簡單であるから、簡易裁判所でもよろしい、しかしながら労働争議に関連して起つたような事件は非常に複雑である、問題がむづかしいから、さういふものでも簡易裁判所に扱わせるのは少し行き過ぎじやないかといふ議論がずいぶん起りました。私も考へますに、住居侵入は罰金刑と懲役刑の選択刑になつておりますので、さういふ事件は現在の裁判所法によりまして、地方裁判所、簡易裁判所の共管になつております。そしてさういふ事件を地方裁判所と簡易裁判所の共管にしておられます。趣旨は、事件の内容によつてむづかしいものは地方に起訴し、簡單なものは簡易に起訴するといふ運用ができるようにするために共管にしておるわけでありまして、今の住居侵入のような場合には、まさにその共管の趣旨を大いに發揮すべき場合だと思ひます。従ひまして實際の運用におきましては、複雑な事件は地方にまわし、單なる窃盗とか、住居侵入とかさういふありふれた簡單なものを簡易裁判所にまわす、

さういふふうな運用になつて行くものと思つておる次第であります。

○梨木委員 それはその程度にいたしまして、私たちがもらひました資料を見ますと、「第一審事件の控訴率」といふのがありますが、昭和二十四年中に新法事件が一三%、旧法事件が五三%といふことになつておるのであります。が、新法事件がどうしてこんなに控訴の率が少なくなつておるのか、その原因がさうよく理解しにくいのであります。が、説明していただきたい。

○野木政府委員 この点の原因でございますが、まず控訴率の点でございませうが、昭和二十四年中には新法事件は約一三%、旧法事件は五三%、昭和二十五年一月から九月までの間にございましては、新法事件一八%、旧法事件五三%となつておりました。明かに新法事件の方は控訴率が少いわけでありませうが、この理由はいろいろ考へられると思ひますが、一つは新法事件は新法の建前として一審に審理を集中いたしまして、一審の審理を十分丁寧にする、そのかわり控訴審の方はいわゆる事後審の構造にする。さうした建前にした上、当事者も一審に十分力を注ぎまして、一審にきまつた場合には一審の判決を尊重するといふことが考へえられたいと思ひます。ところが旧法事件につきましては、旧刑事訴訟法時代と同じように控訴審でありますから、一審は適當にやつておいて控訴審に行つて大いにがんばらうといふような気分も残つておるのじやないかと思つております。それからまた考へられますのは、簡易裁判所事件の控訴率と地方裁判所事件の控訴率が違ふといふ点から考へてみますと、新法におきましては

控訴審が高等裁判所になつております。簡易裁判所事件も高等裁判所です。旧法事件は、簡易裁判所の事件はその地方を管轄する地方裁判所に行くという関係になつておりますので、その点も多少影響しておるのじやないかと思ふ次第であります。

○製本委員 私はいふのです。この新法になつて、このように控訴の率が減つて来たといふことは、實際裁判を受ける者の側からいへば、新刑訴になつてからは覆審制度じやないといふので、控訴に行つて救われる可能性が非常に少なくなつて来ておると私は見ておるのであります。第一審で十分審理が盡されたという見方は、少くとも事実上反しておると私は思ひます。刑事訴訟法の改正の結果、こういうような事態が起きて来ておると思ふのであります。あなたの方はそうは見ないのですか。

○野木政府委員 経過的分子が大分あります。申しますのは、新法施行後間もなくのことではあります。まだ新法の控訴審のやり方というものが普及徹底をしていないという点も、先ほど申しましたことが考えられます。しかしいづれにせよ、今後の行き方といたしましては、第一審を丁重にして、第一審でできるだけの判決をするようにして行つた方がよいのじやないかと思ふ次第であります。

○製本委員 私は最高裁判所の方にこの点についての御見解を聞きたいのであります。控訴いたしましたも、この資料によりましては破棄率が昭和二十四年中は一九%、こういうぐあいになつておるのであります。運営の問題として思ひ切つて破棄しろ

というのはおかしいのですが、もつと大膽に遠慮なく控訴審において第一審の裁判を検討して、どしどし破棄すべきものは破棄して行く、ところがこういう強制的な指導監督あるいは助言と申しますか、こういうようなことを希望するわけなのであります。こういう点についての配慮がどれくらいに行つておるか伺いたいのではあります。

○最高裁判所説明員 まず旧法事件と新法事件によりまして控訴率が非常に違つてゐる点が顯著な点であります。その点について御説明いたします。なるほど新法施行後、旧法事件と新法事件との控訴率を比較しますと、資料に差上げましたような非常な相違があるものであります。これはしかしかりに戦前の昭和五年から十四年の十年間の控訴率の平均と比較してみますと、これは区裁判所、地方裁判所事件を合せて一七・五%、これから見ますと、旧法事件の戦後の控訴率は戦前の三倍に上つて来ておる。新法事件の方が少いというよりも、むしろ旧法事件の方が急に目立つて非常に顯著な差を方をしておるというふうに見られると思ひます。それから控訴審における破棄率でございますが、これは新法が施行されました当初は非常にこの破棄率が少かつたのであります。ところが半年くらいたちましてから、ぐんぐん上昇して来まして、昨年の統計では昨年末全国的な平均は二三・一%まで行つております。しかしこれは施行後のいろいろな事情から非常にパーセンテージに月ごとにギャップが多かつたのであります。ある高等裁判所支部におきましては、五〇%以上も破棄率を示したこともあるのであります。しかしこ

の破棄率の大部分は、量刑不当による破棄、事実誤認による破棄でありまゝす。そういう点から見まして、控訴審における破棄といふものは相当活動に行われて来ております。新法の控訴審の破棄理由と旧法の控訴審の破棄理由とを大體同じであります。が、大審院時代の破棄率に比べますと、はるかに控訴審の破棄率が多くなつて来ておる。そういう状態でありまゝす。控訴裁判所といたしましては、よく会合していろいろ協議して地方裁判所の判事が不満に思つておるに控訴審の方では勇敢に破棄をやつておるといふ実情であります。

○製本委員 それから私先ほど事務局長にも伺つたのであります。これは最高裁判所としましては事件の促進に關してはあの事件を早くやる、この事件をこうやるというふうな一応の指示というものはやつておるのですか、おられないのですか、これを伺ひます。

○最高裁判所説明員 刑事につきましては法廷上急がなければならぬという事件があります。選挙違反事件とかあるいは公職のバジの事件とかいうようなのは、これは法規によつて急がなければならぬという事になつておりますが、それ以外の事件について、個々の具体的な事件を最高裁判所の方から指定して、あれを早くやれとか、これを速らせろというふうなことは絶対にやつておりません。

○製本委員 そういたしますと、先ほども質問したのですが、三審事件の控訴公判ですが、これは控訴趣意書の提出の前に公判期日を指定するといふやり方は、明らかに裁判の公平を維持する上からは不当なやり方だと思ふので

す。この点について何か最高裁判所の方から事件促進についての御注意でもあつたのかと思つておつたのですが、最高裁判所からいふとすれば、何か外部からのそういう文があつたのですか。これは何か政治的な圧力が他から加えられたような感じを受けるわけですね。刑事訴訟法を曲げてまで曲げてまでもという態勢があるかもしれませんが、異例な扱いをしておる。私は最高裁判所に重大な注意を喚起したいのですが、その点についての御見解を承りたい。

○最高裁判所説明員 その点につきましては、実は私も先ほどその問題がどういふことになつておるといふことを知つた次第でありまして、全然そういうことは知らずにおりました。もしほかからそういう処置をとれというふうな指示があるとしたら、必ず最高裁判所事務総局の渉外課なり、あるいは刑事局なりへそういう連絡があるのですが、そういう連絡は全然受けておりません。その点だけははつきり申し上げておきます。

○製本委員 それでは質問を他に移しますが、今度民事訴訟につきましては、弁論の集中主義というのを採用されるようであります。そしてその結果、最初の口頭弁論期日はやむを得ない理由がない限り、変更はしないというふうな規定に改正されるようであります。が、一体これでやりまして訴訟が促進されるかと考えているかどうか。これはなるほど今の日本の弁論士の生活の実態と勘案した場合に、弁論を集中的にやつても、その期日をあらかじめ打ち合せをしても、これはやはり非常に多くの事件を扱つておる。というのは、

現在の日本の弁論士の生活の実情というものは、私はアメリカの状況は知りませんが、やつぱり経済的な條件は恵まれたものではございません。従つてたくさん事件を扱わなければならぬといふことになつております。たくさん事件を扱わなければならぬから、非常に忙しい。あらかじめ予定したその集中された期日においてやはりさしつかえが出て来る。そうしてそれを延期しなければならぬといふことになつて来ますと、集中された期日は裁判所があらかじめ予定して、その期日を明けておるわけでありまして、これがむだになるというふうな事態が起きて来る。でありますから、この弁論集中的なやり方というものは、精神はよくわかるのですが、日本の裁判を實際に運営している裁判所側における、また弁論士側における実情にそぐわないものが多々あると私は考へる。はたしてその点についてどうやって行ける自信があるかどうか、この点を伺ひます。

○野木政府委員 ただいま御指摘の点は、わが国の民事訴訟のやり方が非常に大きな改革になりますので、その切りかえにつきましては非常な困難を伴うかと存じますが、やはりこうして切りかえて行けば、訴訟の促進に役立つものと信じて立案した次第であります。

○製本委員 信じただけでは私はちやんと納得が行かないので、もう少し具体的に伺いたいです。たとえばこういうやり方で行つて、最初に訴状が出る。それから準備手続を開く。準備手続を開いた後におきまして、今の裁判所の実情からいって、どれくらい置いた後

○野木政府委員 現在裁判所の期日の

○梨木委員 質問はまたありますか。

○鍛冶委員 弁護士会の了解を得てカ

○鑑治委員　これ以上は審議に付かない

資格のない簡易裁判所の判事とお考え

念があるのだらうと思われるのです。その御懸念になつてゐる二百二十六名のうち、大学を卒業したのが五名あります。つまり大学は卒業しておるけれども資格は持つておらないので、裁所に入つて職員として働いておつたそういう者が五名あります。それから専門学校の卒業者が三十五名あります。それから中学校を卒業しておるがあとに残ります。ですから選考に任命によつて簡易裁判所の判事につてゐる者は、今申し上げた二百二十六名ですが、これは大体中学卒業なし大学卒業の学歴を持つておる者なのです。そしてこういう者はたつた一きりで簡易裁判所にぽつとおるとうのはむしろ例外です。東京とか大

とか少し大きいところになれば、本来判事から任命された判事の資格者の簡易裁判所の判事とか、検事から任命された者とか、弁護士から任命された者とか一緒にいるわけですか。それから、実際今度訴訟物の価格が上つて、従つて事件が多少困難性が増えるという面が生じて来ると思いますが、そういう事件は、事件を見まして本来資格のある簡易裁判所の判事に実際面において取扱はせよう、こういうふうはこちからはいたしておるのではありません。それから場合によつては、なお三年以上を経ました判事は簡易裁判所の判事として活動ができますから、そういうものを活動員の中に加えて、今度の訴訟物の価格、あるいは刑事の事物の複雑になるというような面に対しては対応処置して行こう、こういう考えを持っております。

○鑑治委員 今おっしゃる通りに、建築能の判事が一緒にいて、そうしてさしつかえないようなものだけやらせて、それでめんどうなことはそういう古い人にやつてもらふという制度になつておれば、ある程度補われるかも知れませんが、現在の事情はわれわれは聞いておられます。裁判は何といひましても国民の信頼を得ておる者がやるということが私は一番根本だろうと思ひます。その意味から言ひましても、特別選考の判事にやらせること、もしくは若し判事にやらせること、これは、私はこういう拡張前でもあまりおもしろくないと思つてゐるし、また世上一ろく／＼の批評を聞いておるが、裁判所の方ではどうも選考の判事にやらせたがためにあまりおもしろく

ないという評判を今まで聞かれたことありませんか、まずその点をお伺ひしたい。

○鈴木最高裁判所説明員 御質問の通りおもしろくないという声も聞いております。それから一方においては、検察官とか弁護士から来た者よりも有能だといふような例も、時には耳にいたしておるのではありません。一概に概論的には申し上げられないようなわけですが、それでも、正直に申し上げれば、頼りがいというところらしいのですが、その声はありますから、その点は私ども事務局の面としては十分気を付けて注意いたしております。ただ頼りがいがないといふこともほんとうに頼りがいがないか、どうも簡易裁判所の判事になりましてからまだ年数が若うございますから、そういう点で多少ふなれたという面が頼りがいというのか、本質的に頼りがいがないのか、それは二種類あるだらうと思ひますけれども、とにかくそういう声は耳にいたしておるすから、そういう点は十分注意しておるつもりであります。

○鑑治委員 実際建築能であるかどうか知らぬが、実際に建築能でない者もあるらしい。私はあまり近ごろ裁判所へ出ませんから断言できませんが、いづれにいたしましても頼りがいと言われ、る者を判事にしていくといふことは、裁判の信用の上に最も悪影響があることだと思ひます。そういう現状であるにもかかわらず、なおさらにこの管轄をふやしてこういうことをやらせて一体うまく行きますか、それが私は一番懸念されるのです。

○鈴木最高裁判所説明員 これは私の方の管轄と異なるかもしれませんが、その事物管轄を今の状態から今度の改正法に引上げて、どのくらいのパーセンテージが実際において簡易裁判所に行つかといふことも考えなければならませんが、一面において今の鑑治委員からお話の素質の点については、私どもはただ考へておる、注意しておるというだけでなくて、司法研修所の制度を利用して、簡易裁判所の判事をできるだけ集めて、いろいろ／＼実務の方、理論の方の足りないところは入れかわり立ちかわり全国から集めて修習をさせております。

それからもう一つは、選考というところが裁判所法にとかく規定がありまして、これを全行ないわけにはいかないで、今までの実績というふうな点をよく考へまして、嚴重に行うという方針をとつております。ですから、現在の簡易裁判所の判事のスタッフでできないとは申されません。まあできる。それにはよくできるように事務局の方としても手を打つて、できるといふ確信であります。

○鑑治委員 それは国民が信頼しようがすまいがやらせろんだというのならば、それはやらせようが、それではわれわれは裁判の威信が保てないと思ふ。その点を憂へるのです。それから、判事補で三年たてばやらせられるというのはいへん問題だと思ふ。なるほど学問も、頭もいいからやらせればやれるんだ、あなたはやらしてごらんない、いいですとおつしやるかしらぬが、国民はそう言わないのです。われわれは前によくいなかの区裁判所に

行つたが、いなかの人は、あれが判事ですか、ああいう人に裁判せられるのですかと、こう言います。私はロンドンへ行つたときに、ロンドンで一番初めに聞いたのですが、日本から三十そこそこの者が来ておればジャッジだといふ。そうすると驚いて、日本にこういうジャッジがいるのか、一体日本にはほんとうの裁判があるんですかと言われた。そういうこともあるのです。

とにかく国民の信頼を得る裁判所をつくつてもらうことが根本である。従ひまして私はこの簡易裁判所の管轄を広めることは、趣旨としては賛成であります。が、まず裁判所そのものの内容が充実した上でやるべきものであつて、今のうちに百名の欠員があつたり、それから半分くらいは国民から信頼を受けない特別選考の判事があるようでは、私は時期尚早なりと言わざるを得ないと思ふのですが、これ以上は議論になりましようから、とくとひとつ御考慮を願つておきます。

その次に、たび／＼議論になります。が、期日の変更はやむことを得ざる事由の存するとき、これは一昨日野木政府委員に質問しましたが、和解ができそうだから延ばしてくださいといふときに、それはやむことを得ざるものとは認めぬといふのは、訴訟を促進するといふお考えかどうか、これをひとつ……。

○野木政府委員 昨日は改正法案のようなやり方でやれば、和解のチャンスは準備手続期間中であつて、口頭弁論に入つてからは従前のようになり行われぬであらうという一慮の見解のもとに考へておりましたが、かりに鑑治委員のおつしやるように、準備手続を経て、いよいよ／＼口頭弁論になろうと

いう場合にも、当事者双方が單に事件を延期するといふだけでなくて、真に和解の意思がある、しかも口頭弁論を開いたらそれにさしさわる、あるいはむだになるというやうな場合には、やはりここに言うやむを得ない事由の存する場合というように解釈して行つてよからうかと存じておる次第であります。

○鑑治委員 これは実際弁護士の方でも考へなければならぬと思いますが、和解できるからと言つて延ばすこともないとは限りません。これは大いに慎重しなければならぬと思いますが、一昨日も言ひましたけれども訴訟促進といふことは、いづれにしても民事訴訟の根本は当事者の紛争をなからしめることであつて、何も判決することが根本じやないですから、機会さえあれば紛争をなからしめて当事者に円満に手を握らせたくださることは賛成である。それを裁判所に出来たら何でもかでも判決をしなければならぬといふ考えは、私は大いに改めたいだきたいと思ひますから、質問したのであります。

それから今判事のことを申しましたが、一面今の簡易裁判所は近ごろできただけで、各所にできまして、当事者にとつてはたいへん都合のいいことですが、弁護士の分布はなかなか／＼行き渡つておらぬと思ひます。そのときに、このように簡易裁判所の管轄をふやしても、弁護士をつくらなければならない。ぜひ方々かけ持ちをしなければならぬから、先ほど集中審理のときに言つたと同じように、かえつて期日を入れることとの妨げになりはせぬかと考へられま

すが、この点御考慮になつたことがありませうか。

○野木政府委員 まことに御指摘のような心配の点はまずもつて考えなければならぬわけでありませうが、私どもはいたしましては、まずおもに民事が問題であるかと思ひますが、民事の点につきましては、訴訟は大抵都会地が事件が多く、返還所はごくわずかで推定してゐる次第であります。移会地と申しますと、大休元の区裁判所のあつたところ、現在支部のあるところでありまして、そういうところには弁護が一人、二人はおるわけでありませうが、抽象的に考えたよりは困ることではないのではないかと一応推定した次第であります。

○磯谷委員 私はむしろ民事より刑事なんです。これは根本的に違つて来ます。これだけの犯罪をみな簡易裁判所にやらすのですし、地方裁判所のあるところ、高等裁判所のあるところではないところまでこういうことをやらせるのですから、たいへんなことになりませう。

○野木政府委員 今回の改正によりまして簡易裁判所の事件がふえるのは約一割くらいでありまして、御承知のように簡易裁判所におきましては、すでに窃盗事件等については国選弁護の制度が行われておりまして、大休弁護人方面の御協力を得まして、当初思つたよりも円滑に動いてゐるようになりまして、この次第であります。従ひましてそれらから考えますと、実施して見ますれば、今抽象的に考えるような非常な当事者にとつて不便だという事態は、まずなからうと一応推定しておる次第であります。

○磯谷委員 どうもこれも見解の相違というよりはかはありませう。われわれはさう簡単には考へておりませう。このために訴訟促進を考へたこの点が、かえつて訴訟の不円滑を来し、当事者に迷惑のかかることも保しがたしいのであります。しかしこれはここでこれ以上議論したつてしようがない。

次に民事訴訟法の二百五十三條でございますが「当事者カ期日ニ出頭セス又ハ前條ノ規定ニ依リ受命判事ノ定メタル期間内ニ準備書面ヲ提出セサルトキハ受命判事ハ準備手続ヲ終結スルコトヲ得」これはごもつともだと思ひますが、この終結というところは、もう証を提出する機会を失う意味でありませうが、準備手続じやなくして、あるなから一つ公判をやつてもらおうという意味であります。

○野木政府委員 この点はこの次に出て来ます二百五十五條と関連するわけでありまして、二百五十五條は実はこの集中審理の制度を徹底いたしますれば、二百五十五條もある程度改正しなければ筋が通らないということに非常に深慮を考へますれば、そういう考へもありませうが、今回のところでは、ともかく二百五十五條は一応そのままに存置してありますので、この但書に該当するような場合には、口頭弁論においても準備書面に記載しない事項等を主張することを認める。そういう仕組みになつておるわけでありませう。

○磯谷委員 二百五十五條のできたときには、裁判所でやれるとかやれぬとかいつていふ問題になつたこともわれわれは覚えておるのですが、これなら原則として、証人は出させないんだという意味だらうと思ひますが、

そういうことでしよう。これは但書にしまるとかはまあぬとかいふ議論されたことをわれわれは記憶しておりますが……。

○野木政府委員 二百五十三條、二百五十五條の点は、この改正案につきましては今まで通りと御承知願ひたいと思ひます。

○磯谷委員 これはたいへんな條文になります。それは準備書面を出すことのできなかつたやむを得ざる事由を何か疎明でもしたら、この但書にはまりませうかどうか。

○野木政府委員 その点は現在と同じであります。それは但書に該当するのではないかと存じます。

○磯谷委員 私は一応これで終ります。

○田万委員 裁判所職員の定員に関する法案について三點だけ伺ひたいと思ひます。この法案によりまして連合国人に対する裁判権の拡張という事実が起つて参りますが、それに伴ひましていかなる種類の裁判が増加するといふふうに見ていらつしやいますか。

○野木政府委員 一応これまで軍事占領裁判所に係属してゐたものがこちらにまわるものと思ひますので、そういう点から考へてみますと、刑法犯そのほか特別法犯等がありますが、その詳細は最高裁判所の方からお答えを願ひたいと思ひます。

○最高裁判所所長 昨年軍事裁判所が全国で取扱ひましたものは五千八百余件、約六千件であります。ですから少くともそのくらいの件数はこちらの方の裁判所へ来るだらうと予想されます。ただ一時に比べますと、捜査能力が全国的に拡大されておりますか

ら、事件はあるいはもつと増加するかもしれません。事件の種類は、私の方の調査では刑法犯、特別法犯の両方にまたがつておりまして、刑法犯も窃盗、強盗のような財産犯から、偽証とか文書偽造、横領、誣告といったような知能犯、殺人強姦といったような暴力的な犯罪と、あらゆる種類のものを含んでおります。特別法犯の方は連合国軍の財産不法所持、あるいは道路交通取締法、麻薬取締法あるいは外国人登録令違反というような、これも種類から申しますと、相当多岐にわたつております。

○田万委員 次にお尋ねしたいのは通訳の採用であります。これは英語あるいは中国語というふうな語学別にしたい場合は、これはどういふふうになつておられますか。要するに採用するにあつては、語学の種類によつて採用率がいかによくなつて参るか。

○野木政府委員 事件となつて日本の裁判所に來るのを考へてみますと、関係者といつたしまして大体今までの実例等を見まして、やはり英語を解する人もしくは中華民国人が將來予想されますので、大体英語及び中華語としたわけですが、朝鮮人等が多いではないかという御懸念もあるいは起るかも知れませんが、今までのところは、内地におる朝鮮人は大体日本語を解しますので、当面的には朝鮮人の通訳ということとは必要ないと思ひます。この際最小限度の必要の語学ということでは英語、中華語といつたのであります。

○田万委員 最後の点ですが、在野法曹として、外国人弁護士は米国人が非常に多いようでありませうが、朝鮮人あるいは中国人というふうな方面の弁護士の認可についてはどういふふうになつておりますか。

○内閣最高裁判所所長 外国弁護士資格を有する者の選考、承認を最高裁判所で行つておりますので、私からお答えいたします。

現在までに最高裁判所が承認いたしました外国弁護士の資格を有する者の数は、三十三名になつております。そのうちイギリスの弁護士の資格を有する者が一名でございます。それから中国の弁護士の資格を有する者は一名でございます。そのほかはすべてアメリカの弁護士の資格を有する者になつております。

○田万委員 採用の三十三名についての内容はただいまも承りましたが、特に米人が多いというのはどういふ事情から來るのですか。

○内閣最高裁判所所長 現在のいろいろな情勢を反映してゐるものでありまして、結局承認を申請する者の数が圧倒的にアメリカの弁護士の資格を有する者が多いわけでございます。

○北川委員 この際動議を提出いたします。裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、大体質疑が終つたようでございますので、この際質疑を終局しまして、討論を省略、採決に入られんことを望みます。

○安部委員 ただいまの北川定務君の動議に御異議ありませんか。

○異議なしと呼ぶ者あり
○安部委員 御異議なしと認め、質疑を終局し、討論省略の上採決に移ることといたします。
それでは裁判所職員の定員に関する

法律等の一部を改正する法律案を採決に付します。本案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○安部委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案についての委員会報告書の作成については、委員長に一任せられたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なしと認め、その通りに決しました。

○鑑治委員 もう一つお尋ねします。弁護士会から意見が来て、農地問題に関する事件が相当複雑である、この言つて来ておりますが、この点は今のまでの裁判所の御経験から、相当めんどろな事だということをお認めになるかどうか、そういう点を。

○關根最高裁判所説明員 ただいま鑑治委員からお話の農地問題に関する訴訟、これは御承知のように農地の買取計画または農地買取処分に対する取消しまたは変更の訴え、いわゆる行政訴訟でございますので、普通の裁判所では從來やつておりませんでした。今度新しい種類の訴訟として、相当めんどろな問題が提起されております。ただ農地買取及び農地買取計画に関する問題は、例の農地改革の問題にからみまして、大部分処分が終りまして、それに対する訴訟はむしろ漸次減少しつつありまして、ただその第一審の判決に對しまする控訴、上告がだん／＼ふえていくという傾向でございます。内容的に申し上げますと、いろ／＼新しい行政訴訟に伴います問題が含まれて

おりまして、たとえて申し上げますと、自作農創設特別措置法の買取に関する法令が憲法違反であるとか、いろいろ憲法問題に触れた問題がたまたま最高裁判所に係属しておるわけでございます。なおめんどろな事だとかというお問ひに對しましては、めんどろな訴訟に入ると思ひます。

○鑑治委員 行政訴訟だとすると、管轄は別だと思ひますが、そうすると三万円以下ならどうなりますか、どこに行くことになりますか。

○關根最高裁判所説明員 すでに御承知かと思ひますが、行政訴訟でございますので、価額のいかんを問はず地方裁判所に相なります。あるいは弁護士会の方でも誤解なすつていらつしやるのではないかと思ひますが……。

○安部委員長 ちよつと速記をやめて……。

〔速記中止〕

○安部委員長 速記を始めて……。

○鑑治委員 これは私わからぬから聞くのですが、この裁判所法の一部を改正する法律案の第三十三條の二で「罰金以下の刑にあたる罪、選別刑として罰金が定められてゐる罪」こうなつておるのですが、そのあとで「簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない」という但書になつております。これは罰金と選別刑だったら、禁錮であろうが懲役であろうがやられるのですか、これはどういふ意味ですか。

○野木政府委員 たとえば各種の経済違反の事件を考えてみますと、多くは刑と罰金刑とが選別刑になつていて、事案により簡易裁判所に起訴できるわけでありまして、簡易裁判所と

いたしましては、罰金以下の刑しか科せない。禁錮以上の刑は第三十三條第二項によつて科せない。但し今までの規定によりまして、窃盗だけにつきましては、三年以下という限度で科せるといふことでありますので、経済違反につきましては、たとえば懲役を求刑しよう、懲役にした方がよいという事案は強い注釈です。そういう關係になつてゐる。

○鑑治委員 そうするとここに「選別刑として罰金が定められてゐる罪」といふのは、選別刑のうち罰金だけやれる、こういう意味ですか。

○野木政府委員 ただいまの点は、地方裁判所と簡易裁判所とは共通の管轄を持つておるわけでありまして、一応この第二項の規定がないといひますと、そういう選別刑の事件は簡易裁判所が管轄し、どんな刑でも処せられるという形になります。第二項の通り規定を置きますと、これは新憲法以前の日本の裁判権の分配の關係からいふと、非常に異例な規定であります。新しい考えといひまして三十三條第二項を設けたのであります。

○鑑治委員 選別刑ならやられるが、しかし判決は禁錮以上のものはやれぬ、罰金だけだ、こういうことですか。

○野木政府委員 さうでございます。したいのであります。裁判の進行の問題については、最高裁判所としては、下級審のやり方について、相當の関心を払わなければならぬ立場にあると思ひます。ところでこれは元中島

飛行機株式会社、現在は富士工業株式会社となつておまして、この三鷹工場で会社側が立入り禁止の仮処分をやつた。このために労働者との間に非常に大きな衝突が起りました。警官が二千名ぐらゐ動員された事実は、御承知だろうと思ひます。ところでこの事件に對しまして、従業員の方から立入り禁止仮処分に對しまして、異議の申立をなし、さらに解雇された従業員からは、身分保障の仮処分の申請をいたしました。これが八王子支部にかかつておるのであります。これは労働争議にかかわる事件といひましては、非常に世間の注目を浴びた事件であります。従つてこれらの事件の処理についても、最も公正にかつ迅速に行われなければならないと思ひます。ところが仮処分であるにもかかわらず、九月の下旬に訴訟が提示されました。最近になりました結果をしておるのであります。判決が延び延びになつてゐる。こういうことのため労働者側からは、裁判所に経営者の方から何らかの圧力が加わつたために、かように裁判を引延ばしておるのではないかと、裁判所に対する裁量の公正さを疑つて來てゐる事実があり、われ／＼の方にもこれについての注意を喚起してもらいたいという希望が來ておるのであります。この点について、最高裁判所の方で、どういふふうな事態をつかんでおられるか、それを承りたい。

○關根最高裁判所説明員 ただいま栗木委員のお話の三鷹工場の事件につきましましては、最高裁判所に事件の報告がございまして、ただ具體的の事件につきましまして、当該裁判官が判決をいつ言

い渡すべきかといふことを、最高裁判所側から早くしろとか言うことは、具體的事件に關しまする限りはいたしません。それでただ全般的に仮処分事件は、急ぐ事件であるにかかわらず延びてゐるようなときには、先ほども申し上げましたように、会同その他におきまして善処方をお互いに話し合ひ、その程度でございまして、特にまた期日の指定なりにつきまして不適當な場合、たとえば終結後数箇月たつても、なお判決を言い渡さないといふようなことにつきましましては、その理由を最高裁判所に申し出ろという通達を出しております。これは一般抽象的な問題として出してあります。この具體的の三鷹工場事件については、終結後の程度に早くしろといふことは、実はいたしておりません。

○栗木委員 これは裁判の公平、司法権の獨立という面から、私は非常に重大だと思ひます。世間の注目を引いた事件であり、しかもこれはわれ／＼の聞くところによりまして、従業員から出した仮処分異議並びに身分保障の仮処分申請は、これは法律的にいつても、どうしても従業員側の主張が正しいものである。そういうことになつて來て、これは早急に判決を下すことが、裁判の公正を維持するゆゑんだと思ひます。ところがこれが延び／＼になつておる。労働者側から申しますれば、この判決が延びれば延びるほど、そのうち労働者はくたばつてしまふだろうといふような経営者側の裁判の延引が経営者側の利益と合致するといふことからも、ます／＼裁判所の態度を疑うようなことになるのであります。この点はどうか最高裁判所におきまして

も、十分関心を持つて処理していただきたいということをお願いしておく次第であります。

○安部委員長 本日はこの程度で終りまして、次会は明日午後一時から開会いたします。

これにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

【参照】

裁判所職員の設定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（都合により別冊附録に掲載）

昭和二十五年十二月十六日印刷

昭和二十五年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所